

---

# 日本平和学会 ニューズレター

## NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

---

第19巻第4号

2011年9月15日

---

### もくじ

- 巻頭言 安齋育郎（安齋科学・平和事務所 所長） 2
- 2011年度春季研究大会概要 3
- 分科会報告 9
- 地区研究会報告 17
- 将来構想ワーキング・グループからのお知らせ 20
- 企画委員会からのお知らせ 21
- 編集委員会からのお知らせ 21
- 渉外委員会からのお知らせ 22
- 広報委員会からのお知らせとお願い 22
- エッセイ 平和研究あれこれ 22
- 日本平和学会第19期役員 24
- 日本平和学会分科会および分科会代表者一覧 25

# 巻頭言 福島原発災害と向き合うこれからの百年

安齋育郎（安齋科学・平和事務所 所長）

3月11日の福島原発事故以来、4月16～18日、5月6～8日、8月3・4日と被災地を訪れ、講演や相談の要請に応えるとともに、放射線のレベルを測り、保育園の園庭の汚染表層土を削り、土壌を採取・分析するなどの活動に取り組んできた。今更ながら「レベル7」と分類されたこの原発災害の深刻さを思い知らされ、ここ40年以上も原発批判にそれなりの懸命さで取り組んできたとはいえず、結局はこうした未曾有の放射能災害を防ぎ切れなかったわが身の非力を恥じ、申し訳なささ心晴れない日々を引きずっている。



4月の現地入りでは、いわき市から出発して広野→楢葉→富岡→大熊→双葉→浪江と北上し、最後は原発から30km近く離れたなお高放射線レベルを示す飯館村近くに達した（写真は防護服に身を包んで、土を採取する筆者）。1時間あたりの被曝線量は、いわき市では0.5マイクロシーベルト程度だったが、事故原発に近くにつれて上昇し、大熊町では20、双葉町では毎時40、浪江町では50～60に達した。私は1944年からの数年間を二本松の疎開先で過ごした経験があり、父母の出身地でもある福島はまさに私にとっての故郷なのだが、「心の原風景」ともいふべき美しいこの地に人影はなく、常磐線の浪江駅前の「安心して暮らせるやさしいまち」という広告塔の白々しさが際立った。原発から30km近く離れた浪江町赤宇木地区で牛を飼う夫婦に放射能汚染の見立てを頼まれたが、1時間あたりの被曝線量は牛舎の外で60マイクロシーベルト、牛舎の中でも30マイクロシーベルトに達し、とても戻れるような状況ではなかった。夫婦は二本松に避難し、3日ごとに牛の世話に通っていた。

筆者は3月から「表層土を削り取ることを提言し、4月16日のいわき市での講演会でも提起していた。現在、表層を汚染させている放射性物質は、事故初期の水素爆発によって放出された膨大な放射能が降下したものであり、日々多量の放射性物質が新たに降り積もっている訳ではない。したがって、表層の2～3センチメートルを剥離するだけで、地上の放射線レベルは顕著に減少する。

5月8日、2回目の福島行きに際して福島市のある保育園の協力を求め、表層土を剥離すると放射線量がどのよう減少するかの実験を行なった（写真は、福島市の保育園で表層土を削る実験の様子）。筆者には結果は予見可能なものだったが、被災地の保育園関係者とともに実際に表層土



を剥ぎ取ることによって、こうした措置の有効性に対する認識を広めたいとの考えがあった。削り取った汚染土は園庭の一隅に掘った穴に埋め、シートを施して立ち入りを制限しておけば十分である。現在では、この保育園を含めて表層土剥離措置は広く行なわれ、園庭の放射線レベルは1桁減少している。

5月半ばに福島市在住の子をもつ母親から電話相談があった。学校のグラウンドが使用禁止になっているため、子どもたちのサッカーの練習用に県に年額120万円を払って河川敷を借りたのだが、そこもまた放射線レベルが高いことが判明したため、表層土の剥離を業者に見積もって貰ったら1000万円といわれたのだという。筆者は「鋤・鍬・スコップ・バケツ・乳母車」の5点セットを用いて自分たちで削ることを勧めたが、鋤・鍬で踏み固められている表面を数cm掘り起こし、剥がれた土をスコップでバケツに入れ、グラウンドの片隅に掘った穴に乳母車で運び入れる。これらの5点セットは「剥離・収納・運搬」機能を担う手段の象徴であって、目的に適えば道具は何でも良いことは言うまでもない。子どもたちが現に放射線を浴びており、それによるリスクを減少させる有効な手段が現実存在しているのであれば、住民が共同して主体的に取り組み、行政がそれを支援することが重要だろう。その速やかな実施を妨げているのは、①汚染原因に対する事実認識の不十分性（3月半ばの大量放出による放射性降下物が主たる原因であり、毎日新たに多量の放射能が降っている訳ではないので、現在の汚染表層土を取り除けば線量が減少するという認識の不十分性）、②汚染実態に対する事実認識の不十分性（放射性物質は表層の数cmに囚われているので、その層を削り取れば放射線を顕著に減らせるという認識の不十分性）、③剥離方法に対する認識の不十分性（剥離・埋設は重機による方法だけでなく、簡便な方法によっても可能だという認識の不十分性）、④放射線影響に関する認識の不十分性（「放射線は浴びないに越したことはない」という考え方に基いて、「より低く」を速やかに実現すべく努力することが重要という認識の不十分性）、⑤自らの努力によって事態を打開する姿勢の不十分性（共同性を育みつつ、自分たちの主体的な取り組みによって状況を変える積極性の不十分性）などだろう。これは住民についてのみならず、行政や教育関係者にも言えることだが、原発を54基も設置しながら、こうした災害に備えて「放射能（放射線）リテラシー」を育み、普及する努力を徹底的に怠ってきたこの国の「意図的」ともいふべき無策の決算なのだろう。

8月の三度目の福島行きで、改めて放射能によって汚染された土を採取してきたが、4月に立ち上げた「安齋科学・平和事務所」に設えた簡易な放射



線測定システム（写真。検出器はシンチレーション・サーベイ・メーター）で簡単な実験を試みた結果、この原発災害の深刻な一面を改めて認識することになった。汚染土に付着している放射性セシウムを水に溶かし出すことが出来れば、その水を濾過することによって放射性物質を回収できる可能性があるが、汚染土を水で洗っても土に付着している放射性セシウムは容易には溶出してこなかった。原子炉から放出されたセシウムが土壌に降下すると陽イオンとしてふるまうと考えられ、負の電荷を帯びている土壌と電気的に結合する。加えて、土壌中の粘土鉱物にはセシウム原子を封じ込めるのに適合した大きさの負電荷トラップとでもいうべきものがあるため、セシウムは他の陽イオンに比べても土壌から離れにくい傾向があることが知られており、筆者の簡単な実験もそのことを追認する結果となった。このことは、チェルノブイリ原発事故から 8 年後の未耕地での観察結果でも示されており、放射性セシウムの 97% が土壌の 0~5cm に残存し、移行性が極めて小さいことが知られている。

今次原発事故によって福島第 1 原発 1~3 号炉から放出されたセシウム 137 は、現時点の政府による推定では 15,000 テラベクレルとされているが、これは広島原爆によって放出されたとされる 89 テラベクレルの約 168 倍に相当する。（注：毎秒 1 個の割合で放射性原子が他の原子に変わりつつあるときの放射能が「1 ベクレル」。テラは「兆」を意味するので、15,000 テラベクレルは「15,000 兆ベクレル=1.5 京ベクレル」。仮に 15,000 兆ベクレルのセシウム 137 が 38 万 km<sup>2</sup> の日本全土に均等に降下したとした場合、1 m<sup>2</sup> あ

たり毎秒約 4000 個のセシウム 137 原子が放射線を放出する状況に相当する）

現在、避難区域外の公共空間や居住地域では表層の汚染土壌を除去したり、舗装面を洗浄したりする取り組みが行われ、農業生産者の間でも生産地の汚染表層土を取り除く努力が続けられているが、被災地近傍の山林地帯には高濃度の汚染が残存していることが判明している。植物が繁茂する複雑な地形の山林地帯の除染は極めて困難であるが、居住地域に近接した丘陵地帯の汚染も、そのまま放置すれば、仮に降水によって僅かずつセシウム 137 が流亡する割合を考慮しても、100 分の 1 のレベルに減少するには 100 年のタイム・スケールで考えなければならない。

国家が電力企業に存立の基盤を保証し、電源 3 法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律〈旧・電源開発促進対策特別会計法〉、発電用施設周辺地域整備法）によって地方自治体を原発誘致に駆り立て、住民も原発設置を望んでいることを演出する推進運動団体を組織して「原発促進翼賛体制」を築き、加えて、原発の安全性にお墨付きを与えるために「専門家」を重用し、逆に、反対者を「原子力村」から放逐して批判に耳を貸さず、ひたすら原発推進に突き進んできた—その結果が、今、われわれの目の前にある。

「百年河清を待つ」という言葉は「待っても無駄」という意味だが、このような未曾有の原発災害を防ぎ切れなかった現代は、目の前の放射能災害の現実を見据え、次世代に少しでも安全な生存環境を遺すために、可能なあらゆる手立てを講じる責任があると考え

## 2011年度春季研究大会概要

### 統一テーマ

### 越境—平和の課題として考える—

#### 部会 I 「平和の経済学は可能か—新自由主義を超えて」

司会：原田太津男（中部大学）

#### 報告

- 1：高英求（中部大学）「古典経済学と戦争のファイナンス—租税・公債・植民地」
- 2：石井一也（香川大学）「ガンディー思想と経済学—アマルティア・K.センとの比較を中心に」
- 3：峯陽一（同志社大学）「『南』の力をはかる—GDP と HDI を超えて」

#### 討論：勝俣誠（明治学院大学）

現在の主流派経済学である新自由主義は、市場における効率化と競争の追求を社会秩序形成の正当な道筋として認めるが、現実には、想定とは異なり、多くのケースで、政治的暴力を市場的利益誘導では慰撫できなかった。なぜ伝統的な経済学は、人間の対立ではなくその協同をつうじて、また自然の搾取ではなくにエコロジーに即す形で、深化できなかったのか。その克服は可能か。これらが本部会の基本的な問題関心で

ある。以下、部会報告の内容を簡潔にまずご紹介したい。

高英求会員の報告によれば、戦争を語らない現代の経済学とは対照的に、古典派のスミスにおいて、大英帝国を建設・維持するための軍事費、帝国形成のための「植民地」と宗主国との関係は重要だった。彼は、公債による戦費調達には原則反対しながら、近代戦争における文明国の優位性は戦争をファイナンスする

能力にかかっているとみた。そのファイナンスは、18世紀には主にオランダがイギリスの国債を引き受ける形で、すでに国際金融市場で行われていた。が、この戦費調達メカニズムについて、スミス以降の古典派は完全に沈黙するようになった。経済学の断絶した伝統が回復されなければならない。

石井一也会員は、ガンディーとセンの比較検討を通じて、環境と資源の制約を無視してきた「近代」経済学とは異なる方向性をガンディーの中に見いだそうとする。近代における精神性の軽視、少数者による大衆搾取の道具としての機械、そして工業化をつうじた人と自然の収奪は唾棄すべきものであった。これに対して彼は、チャルカーと受託者制度を提唱した。ともにインドの人々の相互扶助精神に依拠した形で、簡素な村落経済の再建を目指した。これに対して、センは、チャルカーを批判したタゴールに賛同し、グローバル資本主義の実現を通じて、貧困問題の解決を図るべきだと考えた。本報告では、チャルカーの低エントロピー性にかんするセンの過小評価を批判し、特権的な人々の自由のせいで貧しい人の自由が犠牲になる相対的剥奪を重視すべきだと主張された。資源浪費型の成長経済をモデルとしてきた経済学の対極に、ガンディーの経済学は位置している。

峯陽一会員の経済学批判は、その経済的価値の計測手法とその背景思想に向けられた。国力の増大として経済発展を肯定的に評価してきた背景にあるのはGDPやHDIといった国富の計測手法である。しかしながら、GDPには国家バイアスと貨幣バイアスがあり、またHDIにも、GDPの影響で国家バイアスが残り、また環境負荷は無視されるという人間中心主義のバイアスの難点がある。これに代えて、「南の力」を

図るための指標作りが必須である。生活の質を測るセンとスティグリッツの報告を評価しながら、旧来の指標にまわりつく「温帯バイアス」を克服し、平和と持続可能な暮らしのために南の潜在力を生かす方向性が示された。

討論者の勝俣誠会員は、市場・政治・心の暴力を克服する平和学の観点から、まず高報告に対しては『国富論』の意義は暴力を排除し市民の交流の豊かさを論じた点にもあること、石井報告に対しては、ガンディーの意義は「人間に管理不可能な大きな問題を解決可能な小さな問題に変える」知恵にあることをそれぞれ指摘し、最後に峯報告の「南の力」をはかる指標開発については「南性(southness)」という自身の概念との関連を指摘された。

朝早くからご参集くださった数多くの聴衆の方々からは、各報告者に熱心に質問やコメントが寄せられた。高会員には、帝国主義とスミスの関係について、またスーザン・ジョージの国際金融批判の評価について質問が寄せられた。石井会員には、とくに農家を重視した経済政策をどう見るかといった質問が寄せられた。峯会員には、アンペイドワークを含めたジェンダーの側面を配慮した指数化が重要ではないかという重要なコメントが寄せられた。

こうして各報告は、「もう一つの経済学」の方向をそれぞれに指し示すことになった。このテーマは、本学会で今後とも是非継続して追究し討議を深化させるに値すると確信できた。企画委員の一人として、報告と討論を務めてくださった会員の4名の先生方、そしてフロアから質問やコメント寄せてくださったみなさんに、この場を借りて改めて感謝したい。

(原田太津男)

## 自由論題部会

司会：南山淳（筑波大学）

### 報告

- 1：上原こずえ（東京大学大学院生）「施政権返還後の沖縄における住民運動と裁判—石油備蓄基地建設反対闘争（1973-1985）における裁判をめぐって」
- 2：津崎直人（京都大学）「冷戦後国連総会における核軍縮議論—日本、非同盟運動諸国、新アジェンダ連合提出核軍縮決議の比較検討（1994~2010年）」

### 討論：高原孝生（明治学院大学）

まず上原報告では、沖縄・金武湾周辺地域への石油備蓄基地（Central Terminal Station：CTS）建設反対闘争における「反CTS裁判」の考察を通じて、本土復帰後の沖縄住民運動と司法との関係の検証を試みている。「CTS建設反対運動」（1973-85年）とは、原油流出による海洋汚染の危険性を危惧した、漁民を中心とした同地域周辺住民と近隣地域教職員等によって組織された「金武湾を守る会」が展開した一連の住民運動である。沖縄三菱開発が申請した金武湾周辺の公有水面埋立工事およびCTS建設に対して、「基地経済からの脱却」と「本土との格差是正」を指向していた、当時の琉球政府は許認可を与える。「守る会」は、集会、デモ、座り込み、直接交渉等を行うも事態を打開することができず、「公有水面埋立免許

の無効」、次いで「CTSタンク建設工事差し止めの仮処分申請」を求めて法廷闘争へと突入する。

しかしながら、公権力への異議申し立てを企図する運動体にとって、裁判はつねに「正義と公正」を希求する場であるとは限らない。むしろ、それは「公共の利益」の擁護者である行政権力および「社会正義」の判定者である司法権力との対峙を余儀なくされる両義的な討議空間となる。特に（在日米軍基地の実質的恒久化と引き替えに実現した）返還直後の沖縄においては、司法制度は統治機構としての側面を強めていくことになり、反CTS裁判が推移するにつれて、争点はしばしば技術論へと矮小化され、法手続き的な「正義」へと絡めとられていく。裁判の形骸化とともに住民運動のエネルギーは次第に失われていく。反CTS

裁判闘争は本土の反公害運動との連携を深めながら、住民の生存権の重要性および、それが脅かされている実態を世論に訴える手段として、復帰後の住民運動に大きな影響を与えた。しかしながら、他方で、司法権力に対する住民運動のあり方についても大きな課題を投げかけることになる。

次いで行われた津崎報告は、冷戦後の核軍縮問題を、これまであまり取りあげられてこなかった、国連総会に焦点を当てて検討している。冷戦後の核軍縮研究は、主に NPT 再検討会議に関心を向けてきたが、ここでは核軍縮と核不拡散の問題が同列に議論されることが少なくなく、核保有国と非核保有国の間にしばしば深刻な利害対立と権力闘争を引き起こす場となってきた。NPT にはつねに政治的実効性の担保が求められており、その意味で、現実的な核軍縮の条件を見いだすことが困難な領域といえる。

これに対し、国連総会における核軍縮決議については、(1) 様々な決議案が提出され、参加国は個々の立場で賛否を明らかにする (2) 核不拡散と核軍縮が必ずしも同等に重視されるわけではない (3) 5 年毎に開催される NPT 再検討会議に比べて国連総会は毎年開催されているため、核保有国・非核保有国ともに核軍縮に関する柔軟で多様な議論と、その姿勢の長期的傾向を把握することが可能になる。

ただ核軍縮決議に対する形式的な賛否を問うだけでは、(特に核保有国の) 核軍縮に対する政治的姿勢を判断する基準としては不十分である。そこで、本報告では、核軍縮の進展に貢献し得るものであっても、核保有国からの賛同が見込めない決議への賛否を「積極性」、逆に実質的な核軍縮への貢献度は低いが、核保有国が許容する可能性が高い決議を「実現性」の面から評価し、これを各国の核軍縮への対応を判断する基準として提示する。以上の視点を踏まえ、「核軍縮」、「核軍縮の原則」、「核使用規制」、「核不拡散」等につ

いて、日本、非同盟運動 (NAM)、新アジェンダ連合 (NAC) が、各々国連総会に提出した 3 つの決議について比較検討が行われた。

討論者の高原会員からは、上原報告に対して、反 CTS 裁判が住民運動と裁判の関係に新しい視点を持ち込む契機となったことは事実として指摘できるとしても、報告者自身が当該調査を踏まえた運動自体の「新しさ」をどのように評価しているのか、反 CTS 運動との連携を試みた本土の反公害運動が反 CTS 裁判闘争の意義をどのように捉えていたのか、といった質問が提出された。また裁判闘争に直接携わった一部の当事者以外の関係者インタビューが不足しているという点が指摘された。

津崎報告に対しては、研究のテーマの重要性と発展可能性を評価したうえで、以下の 2 つの指摘がなされた。まず NPT および国連総会において (アメリカを中心とする) 核保有国の核軍縮決議への賛成が必ずしも核軍縮政策の履行に結びついていない点が問題とされるべきであり、核軍縮決議を通じて核保有国の行動を変えていく展望を示さないまま核保有国の行動を過度に重視すれば、結果として、核保有国の立場を偏重してしまうことになる。また核政策につねにつきまとう機密性の問題を考慮すれば、特に進行中の核問題に関する公開決議文書には、資料価値の面で限界があり、少なくとも可能な範囲で関係者からのインタビュー調査等を実施し、分析の論証性を向上させることが求められる。

その後も活発に質疑応答が行われた。2 時間半で 2 つの報告という比較的余裕のあるスケジュールを組んでいたにもかかわらず、非常に多数の質疑や講評がフロアーから寄せられたため予定時間を大幅に超過する内容の濃い充実した部会となった。

(南山淳)

## 部会 II 「境界の現実とその変容」

司会：内海愛子 (大阪経済法科大学)

報告

1：岩下昭裕 (北海道大学) 「ボーダー・スタディーズの挑戦—なぜ日本の国境問題が解決されないのか？」

2：臼杵陽 (日本女子大) 「イスラモフォビアと新しい境界」

3：阿部浩己 (神奈川大学) 「出入国管理の系譜学—国際法言説のリアリティ」

討論：五野井郁夫 (立教大学)、浪岡新太郎 (明治学院大学)

2011 年度春季研究大会の統一テーマは「越境—平和の課題として考える」である。土佐企画委員は「越境する人々を取り巻く包摂と排除の政治を社会的正義などの観点から捉え直しつつ、より平和な社会に向けた形で境界の再編・脱構築の可能性を探っていきたい」—大会趣旨の中でこう述べている。部会 II 「境界の現実とその変容」では大会趣旨にそった熱のこもった報告と討論が展開された。

北海道大学スラブ研究センターの岩下明裕氏は、50 分の報告時間に 3 本の映像を用いて、ボーダースタディーズ (境界研究) を報告した。境界研究はこれまで日本



では無視されてきたが、いま、北東アジアで注目を浴びつつあり、「日本の国境問題を素材に、より実践的な立場から、問題提起」を行った。地球

儀の画面ではじまる映像を見せながら、国境問題を内向

きのナショナリズムで論ずるのではなく、世界のまなざしや経験がどのようなプロセスを経て、ここまで蓄積されてきたのかを説明した。

2本目は「北方領土問題」を取り上げた映像を上映しながら、岩下氏は2005年、「フィフティ・フィフティ」による北方領土問題解決策を提起したが、これが一部のメディアから「平成の国賊」と非難されることになったと紹介。北方領土問題という現在進行中の「境界」問題を、南北境界地域の比較のかたちで参照しつつ、同時代史として映像で再現した。3本目の映像は「知られざる国境の島・対馬」(HBCフレックス制作)である。岩下氏が強調するのは、「現場」である。作られた緊張、外部から持ち込まれた国境をめぐる緊張に住民の視点から鮮やかに反論する映像である。

このようにボーダースタディーズは、現場の目線で思索を試み、それを「境界研究」という羅針盤で束ねてゆくこととする挑戦的な学問領域だという。上映された映像は境界を体感するため新たなアプローチ(ミュージアム、移動展示、DVDなど、ライブ・イン・ボーダースタディーズ)の成果である。岩下報告は、そこに住む人々の目線で境界を体感し、そこから「境界研究」の重要性を強調した。

阿部浩己氏は「出入国管理の系譜学——国際法言説のリアリティ」を報告した。大会プログラムに収録された8頁の報告原稿にそった40分におよぶ力のこもった報告に、熱心にメモをとる参加者の姿が目立った。報告は、先進国に広がるNo One Is Illegal! 運動の意味するもの、無権利状態の現在——自由主義の境界、外国人の入国・在留資格——その規範的淵源、境界のゆくえ——国際人権法の現代的展開、国際立憲主義の位相——このように構成されている。日本の「移住労働者と連帯する全国ネットワークの活動」のように、先進国では外国人の処遇・統合について社会正義の実現を要求するNo One Is Illegalの運動が広まっている。在留資格や国籍の角度から国家が幅を利かせた既存の国境概念の問い直し、「偽装された血統主義」の問題、国籍法以上に入管法が担う役割が重荷を増している現実、日本国憲法の基本的な人権はあくまで国民を対象としている憲法上の原理に過ぎないこと、いずれの国からも効果的な保護をうけら

れない事実上の無国籍者ともいべき一群の人々の問題が顕在化している現実など、報告は多くの論点を提示している。また、国家の国境管理権限の絶対性は「国際法の創始者」と称される学者たちによっても外国人の入国・在留についての生殺与奪の権限を主権国家には認めていなかったと指摘した。

法過程は偶有的な解釈を通して絶えず紡ぎ直されていくという。グローバル化時代において法は国家の目的達成にのみ用いられるのではなく、法の「解釈」という能動的な営為を通じ「不安定な住民たち」の被る不正義を少しでも緩和することに戦略的な価値を認めてもよいのではないかと、報告はこう結んでいる。

白杵報告は報告者が欠席し、ペーパー参加のため浪岡新太郎氏が討論という形で参加し、白杵報告の概要を報告した。報告要旨によると「イスラモフォビア」(ムスリム嫌い、イスラム恐怖症)は、現代の新しい現象であり、従来のクセノフォビア(外国人嫌い・外国人恐怖症)と区別して、米ソ冷戦終焉後の時代相を示す事態として「共産主義の脅威」から「イスラムの脅威」という「敵」としての他者イメージの転換があり、また、ソ連をはじめとする「共産主義圏」という国民国家の外部からの「敵」から、移民として国民国家の内部に入り込んでしまった、文化レベルでの「第五列」ともいべき「敵」としてムスリムが設定されるという変化がみられることを出発点とする。そのうえで反セミティズム(反ユダヤ主義)との比較で境界の意味を考察するというものである。

浪岡氏に続いて五野井氏が20分にわたって3人の報告に問題点を指摘、さらに会場からも質問が続出し、熱のこもった応答が続いた。新潟は戦前、「日満連絡の要津」として満蒙開拓団を送り出し、戦後は朝鮮民主主義人民共和国への帰国船が出た地である。市内には帰国に際して在日朝鮮人が植樹したボトナム(柳)通りがある。新潟市歴史博物館の「日本の中国侵略は新潟港を大陸への玄関」としたとの展示コーナーには、「日満連絡最捷路 新潟—北鮮船」月山丸(5000トン)のポスター、地図が展示されていた。こうした歴史をもつ新潟で、報告者と参加者が「境界」を論じた部会だった。

(内海愛子)

### 部会Ⅲ「外部主導の越境現象とそれに抗するアフリカ」

司会：戸田真紀子(京都女子大学)

報告

1：ルケバナ・トコ・ウィリー(東京大学大学院生)「4世紀に渡る日本との『天地の創造』  
説一真の独立出来ぬ『アフリカ』一」

2：吉田敦(明治大学)「アフリカにおける外部主導型資源開発と紛争/不安定化」

討論：森川純(酪農学園大学)

かつてアフリカはヨーロッパと対等もしくはそれ以上の地位を築いていたが、大西洋奴隷貿易がこの関係を終わらせ、探検、キリスト教布教に続く植民地化から独立後の現在まで、外部世界からアフリカに伸びてきた多くの手が、アフリカの富を掴み取ってきた。ただし、アフリカは単なる被害者ではない。政治エリートは外部世界を利用して利益を享受し、ローカルな

人々もまた、外部世界を利用することにより、政府や外資に抵抗しようとしてきた。さらに、アフリカも外部世界に越境していった。外部世界からアフリカに向かう力と、アフリカから外部世界に向かう力という2方向のベクトルを考えるのが、本部会の目的であった。

トコ氏は、今回の福島原発事故が引き起こした「風評」によって東北地方がダメージを受けたという問題

から話を始めた。アフリカもまた、「風評」の被害者だからである。アフリカ「通」の新聞記者や現地を「よく知る」NGO関係者が、アフリカに行ったことのない日本人に、アフリカの「風評」を与えているという。4世紀にわたって日本で作られてきたイメージは、ヨーロッパというレンズを通して見た「無邪気な」「教養のない」「野蛮な」アフリカであり、もしくは国際機関やマスコミやNGOが発信している「可愛そうな」アフリカである。このような「風評」に基づいて、日本の対アフリカ援助や、平和構築の問題を考えてよいかというのが、トコ氏の問題提起であった。

吉田氏は、2000年以降のアフリカにおいて、紛争の件数は減ったが犠牲者数が減っていない現状を指摘した上で、脆弱国家論が十分に論じていない視角として経済的な国外要因を指摘し、「外部主導型資源開発」仮説を提起した。産出される資源が「略奪可能か、否か」、つまり、露天掘りのように、反政府武装勢力によって略奪可能な天然資源と、ウラン生産のように、略奪不可能な天然資源という分類で、紛争発生リスクを検討し、①ニジェールのウラン鉱山開発と紛争／不安定化、②マダガスカルルのニッケル鉱山開発と紛争／不安定化の2つの事例を取り上げた。ニジェールの事例では、日本企業も投資しているウラン開発により、鉱山周辺地域の放射能汚染が深刻になり、遊牧民が政府施設に武装攻撃を行うようになったことが指摘され、マダガスカルルの事例でも、レアメタルの収益について、国内的にも国際的にも配分が不平等であることが、クーデタや暴動を引き起こしたことが説明された。

続いて、討論者の森川氏から、全体的な意見と両氏に対するコメント・質問が出された。アフリカはもとも多様で自律的で互恵的であったが、奴隷貿易、探検、植民地での開発を通して、多様性はフラットに、自律は他律に、互恵性は垂直的相互依存に変わっていった。そして、ローカル、リージョナル、インターリージョナルな交流が切断され、お互いが利益を得る越境から、ヨーロッパの裏庭に宥容し、冷戦期には草刈

り場と化してしまったことを指摘した。トコ氏の報告により、グローバルゼーションとアフリカを考えると、欧米、ソ連・東欧・キューバに加えて、日本を、そしてポスト冷戦時代においてはプレゼンスを増大させた中国をまた考える必要性が明らかになったとし、ではどのような打開策が考えられるのかという疑問を投げかけた。吉田氏の報告に対しては、アフリカの開発がトリクルダウンを殆どもたらさない一方で、一部がトリクルアップ、多くがトリクルアウトとなっており、アフリカの民衆には殆ど残らない状態にあることを再確認した。その上で、資源枯渇や環境破壊の問題についてさらなる説明を求めた。吉田氏はそれに対して、国際資本に手足を掴まれて身動きが出来ず「抗するのが難しい」アフリカにとって、開発はプラスではないのではないかと問題提起を行った。

フロアからの質問時間は45分以上確保することができ、活発な議論を行うことが出来た。高所得国はアフリカに何もしなくてもよいのか、アフリカにも金持ちがいるのになぜ我々が援助するのか、当事者性をどう考えるかなど、アフリカと日本の関わりに対する問いかけや、吉田氏の仮説や事例研究に対する質問、工業化をアフリカで進めようとする国際社会の動きはアフリカを発展される意思がないことの表れではないかという疑問、ポストMDGsをどうするかという問題などが提起された。また、ウランについて、日本企業が関わっているのはニジェールだけではなく、南アフリカ共和国が不法占拠していた当時のナミビアから、日本の電力会社が国連決議に反してウランを「密輸」していた事実も披露された。

アフリカ地域研究者だけではなく、様々な分野の研究者に集まって頂き、越境に関わる2方向のベクトルの問題だけではなく、日本とアフリカの関係を再認識する機会になった。報告者と議論に参加して下さった皆様から心から感謝申し上げます。(戸田真紀子)

## 開催校企画：「東アジア＜共生＞の条件—『安全保障』の越境と転換」

司会：五十嵐暁郎（立教大学）

報告

- 1：古関彰一（獨協大学）「『安全保障』概念について」
- 2：Cary Karacas（ニューヨーク市立大学）「『人間安全保障』と『空爆』」
- 3：前田哲男（沖縄大学）「日米安保条約を越える道」
- 4：五十嵐誠一（千葉大学）「東アジアの平和構築と『人間の安全保障』」

討論：中村研一（北海道大学）

各報告を以下に要約する。

報告1：古関彰一（獨協大学）「『安全保障』概念について」

日本語の「安全保障」と英語のSecurityの意味は明らかに異なっており、「安全保障」概念の歴史的、国際比較的な検証が必要である。安全保障は、18世紀後半から20世紀初めにかけて危険から個人の自由を守る権利とされてきたが、20世紀半ばから国家の安全を指すようになり、今日ではnational（国民）と

いうより、state security（国家機構重視の安全保障）に変わってきた。そして今日、ふたたび「人間の安全保障」が論じられている。

ふりかえれば、state securityの解釈の歴史は過去半世紀ほどのものに過ぎない。「人間の安全保障」は、しばしば「あいまいだ」と言われるが、「安全保障」そのものがいつの時代にもあいまいだったといえる。安全保障とは、社会科学の概念を超えて、人間の社会における在り方そのものを規定している概念ではな

いのか。

報告 2: Cary Karacas (ニューヨーク市立大学)  
『人間安全保障』と『空爆』

報告者の専門は人文地理学で、これまでは主として都市災害を研究してきた。人間の安全保障という観点からすると、都市住民に対する空爆は非常に問題が多いことが分かる。太平洋戦争における日本の都市に対する空爆をはじめ第二次世界大戦における空爆は多くの非戦闘員を殺害してきたにもかかわらず、米国民はそのことを知らされなかった。朝鮮戦争やベトナム戦争においても同様であった。それだけではなく、自国の兵士の死者を少なくするためには空爆は米国内向けにも「好ましい」戦闘であった。これらの戦争においても、米国民は大統領から敵国における多くの非戦闘員の殺害について知らされることはなかった。

そして、このような意図を持つ空爆はさらに「進化」して、無人攻撃機(プレデター、リーパー)によるパキスタン空爆が行われている。オバマ政権による無人攻撃機による空爆の回数は、すでにブッシュ政権 2 期目に比べて 4 倍に達している。米国で設立された CIVIC (Campaign for Innocent Victims in Conflict) は、一般市民、非戦闘員を攻撃目標から除外することを求めている。こうした運動が人間の安全保障のためには必要である。

報告 3: 前田哲男 (沖縄大学) 「日米安保条約を越える道」

日米安保条約の変遷を概観し、3.11 以後の動向に焦点を絞る。「新ガイドライン」(97 年)、周辺事態法(99 年)、米軍再編(2005~9 年)などを経て、「日米一体化・融合化」といわれる共同行動態勢が進展した。その到達点が「新防衛計画の大綱」(10 年)であった。そこで課題とされたのは「中国の脅威」「南西諸島防衛」であった。95 年の阪神淡路大震災の時はまったく動かなかった米軍が積極的に動いた"トモダチ作戦"(11 年)は、この「大綱」にとって格好の演習だった。

3.11 では自衛隊 23 万、陸上自衛隊 14 万人のうち 10.5 万人が災害救助のために派遣された(この規模は首都圏震災時の想定と同一である)。しかし、周辺諸国からの脅威は生じなかった。「自主的軍縮」ともいべきものだった。今回は、本務ではなく雑務として派遣されたのであるが、「国土警備隊」と並ぶ別組織の「災害救助組織」の本務にすべきであろう。この

方向はカンボジア派遣の際にも検討されたことがあるのだが、個人、共同体のための安全保障に転換する好機であり、「護憲の旗印」にすべきだ。

また、3.11 では国際社会から多くの支援が寄せられたが、これは「派遣」「武器輸出」ではなく「援助」「ODA」への返礼であり、「9 条のたまもの」である。反面で、アジアは放射能被害では「一蓮托生」となるぜい弱性も持っている。この信頼と協力の必要性をアジア地域共通の安全保障につなげていくことが必要である。

報告 4: 五十嵐誠一 (千葉大学) 「東アジアの平和構築と『人間の安全保障』」

東北アジアにおける安全保障は政府間レベルでの地域協力が未発達である一方で、「トランスナショナル市民社会」(TCS) による安全保障秩序形成の動きが目される。「現実主義的」な議論が優勢な中で TCS の活動の実証にもとづく理論化は可能であろうか。ここで注目されるのが、「集合的行動を正当化し動機づけ、世界と自分たちに対する共通の理解を構築する…戦略的な努力」を意味する「フレーミング」である。フレーミングは支持者の共感を効果的に喚起し、目標を達成して国際的な行動規範へと結実するものである。

このフレーミングによって市民社会的アクターが越境的なネットワークを拡大、強化することによって既存の安全保障秩序の変容を求める動きを活性化させている例として Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict Northeast Asia = GPPAC NEA がある。この組織は、2004 年 2 月に日本、中国、台湾、韓国、モンゴル、ロシアの NGO によって結成され、今日まで人間の安全保障の視点から紛争予防のために多様な活動に従事している。2008 年には日本の幕張、広島などで 9 条世界会議が開かれ 3 万人を超える市民が集結した。また、東北アジア非核地帯を提唱し、政党や地方自治体などとの連携を模索している。今後の課題は、越境的な市民社会のネットワークを強化しつつ国家などへの働きかけによって安全保障の再検討へ向けてのインパクトを現実的に発揮できるかという点である。

以上の報告に続いて、短い時間ではあったが報告の内容に関する質疑応答が行なわれ、コメントが寄せられた。(五十嵐暁郎)

## 部会 IV 「国境を越えた社会的正義の追求—その思想と実践」

司会: 押村高 (青山学院大学)

報告

1: 伊藤恭彦 (名古屋市立大学) 「国境を越える社会正義の思想」

2: 上村雄彦 (横浜市立大学) 「金融取引に対する課税とグローバル・ガヴァナンス—持続可能な世界の実現に向けて」

3: 毛利聡子 (明星大学) 「トランスナショナルな社会的正義の実践—10 周年を迎えた世界社会フォーラム」

討論: 星野智 (中央大学)

近年、持続可能な平和の基盤には、国と国、人と人

との「正義に適った関係」が必要であるという認識が



高まってきている。本部会では、報告者3名がそれぞれ思想、実践、運動という視点から、社会的正義の地球的格差問題への適用を論じ、先進国市民の倫理的義務について検討した。

まず伊藤恭彦会員が、「国境を越える社会正義の思想」について報告した。伊藤会員によると、グローバルな資本主義の進展は市場の暴力を解き放ち、それによる犠牲ともいべき困窮者を生んでいる。それらの暴力を規制するためには、グローバル正義の構想が必要であり、それを受け近年、富裕国の市民が財の移転という正義の義務を負っていることを示す理論が台頭してきている。

伊藤会員が注目するのは、平等主義にかわる困窮者優先主義の採用、グローバル市場の受益者からの財の移転という思想である。それらに加えて伊藤会員は、いわゆる「構造的な暴力」の除去を目指す制度改革やコスモポリタンの制度的構想を紹介し、その必要性を強調した。

次に上村雄彦会員が、「金融取引に対する課税とグローバル・ガバナンス——持続可能な世界の実現に向けて」と題して報告に立った。上村会員によると、開発、環境、飢餓撲滅などのグローバル・イシュー解決のためには巨額の資金が必要であるが、この資金を「国際課税」を通じて調達するという案が、にわかには現実味を帯びてきている。

上村会員は、トービン（為替取引課税）からシュパーン（通貨取引税）を経て、シュルマイスター（金融取引税）に至るまでの提言とその問題点を検討し、さらにグローバル通貨取引税実現のための具体的な提

案や運動について紹介した。上村会員はさらに、連帯税は世界規模で実施された場合に大きな効果を生むが、課税の主体と対象、税金の使途についての合意をどのように形成するか、大国の非協力的姿勢をどうするかなど、実施にあたっては多くの問題が残されている点を指摘した。

最後に毛利聡子会員が、「トランスナショナルな社会的正義の追求——10周年を迎えた世界社会フォーラム」というテーマで報告に行った。毛利会員は、とくに2011年2月にダカールで開催された世界社会フォーラムを紹介し、そのスローガン、オルター・グローバルイゼーションの主張、それらと正義概念との関連、そして会議や運動の評価について報告した。

さらに過去のフォーラムが生んだ成果のひとつとして、気候正義運動、とりわけ「気候債務」、豊かな国の人々の損害賠償義務という問題提起を取り上げ、その可能性と限界を考察した。毛利会員によると、このような正義の運動は、ポスト京都議定書や気候変動枠組み交渉の議論を補完し、交渉の難航を打開するような視座を提示できる可能性を宿している。

3者の報告に次いで、会場から資本主義と市場の暴力性との関連、正義についての合意形成における大国の消極的姿勢をどう克服するか、グローバルな正義に立ちのける国家主権をどう取り扱うか、などの質問が寄せられた。報告者の明瞭な応答姿勢にも助けられ、最終日（日曜）の午後というハンディがあったにもかかわらず、多数の参加者による活発な議論が展開されたことを付記しておく。（押村高）

## 分科会報告

### 平和学の方法と実践

司会：岡本三夫

報告：高野秀男（新潟県平和センター）「公害と闘うということ——新潟水俣病の患者と共に歩んだ経験から（仮）」

討論：越智敏夫（新潟国際情報大学）

本分科会は、分科会責任者であり、司会予定であった岡本三夫会員の出席が叶わなくなったため、急遽、開催校理事の佐々木が司会を担当した。新潟での研究大会の開催に際して、新潟水俣病をテーマに取り上げることは、学会にとって避けて通れない課題であり、また特に、当該テーマを平和学の「方法と実践」の問題として検討することは、それ自体画期的な試みであったといえる。

高野報告では、新潟水俣病をめぐるこれまでの事件の経過が大きく4期に分けて簡潔に整理され、「最高裁の判決と行政の判断は違っていていいという政府の判断」がもたらしてきた問題や、真相究明への度重なる妨害、「家の中でミナマタ隠しが多かった」新潟の特徴などが、45年もかかって3000人程度しか患者を救済できてこなかった現実の背景にあったこと、また現在でも住民健康調査や環境調査が十分に行われておらず、それが被害者の補償と救済の障害になっているという事実、さらにまた、「水俣病特措法」をめぐる依然として残されている多くの課題などが指摘された。報告者の長年に渡る患者支援の経験に裏打ちされた指摘の数々は、いずれも

説得力のあるものだった。

しかし本報告において何よりも重要だったのは、水俣病をめぐる政治的な経緯が、今回の福島第一原発事故に発する被害者発生経緯と酷似していたという指摘である。フクシマも、ミナマタにおいてと同様、終始重要な情報の徹底した隠蔽が行われ、政府の対応は「いかに被害を小さく見せるか、いかに安く仕上げる（賠償するか）」という論理に貫かれていた。被害者への損害賠償の制度的枠組みとして、政府の直接的責任を表出させない方法、つまり、加害企業（チッソ・昭和電工・東京電力）を前面に立て、その背後で賠償を援助する形態をとる点も共通している。

討論では、政府がなぜ常問題の解決を遅らせようとするのか、その真意やメカニズムについて、また公害問題における「和解」や「解決」の真の意味についての質問がなされた他、フロアからも、メディアや専門家の役割や責任について、あるいは日本の政策決定過程にみられる「空気」の役割についての問題提起がなされ、きわめて活発な議論が展開した。特に、ミナマタにもフクシ

マにも共通している「くり返される構造」の分析の必要性を確認できたことは、本分科会の収穫であった。フロアより栗原彬会員も指摘したように、ミナマタとフクシマの共通構造の解明によって、「方法」としての平和学をさらに豊かにする可能性が開かれるだろう。

さらに平和学の「実践」という観点から言えば、この問題は、学問的・専門的な知識がいかに現実社会に応用

されるべきなのかという、長年平和学が問われてきたテーマとも連関している。平和学が科学や専門家の新しいあり方について考える場であり、まさに「対抗専門家（counter specialist）」（U.ベック）を育む役割を担っているのだとすれば、本分科会の役割は、ますます重要性を増していると言える。（佐々木寛）

## 「環境・平和」

司会平井朗（立教大学）

報告：稲垣聖子（立教大学大学院生）「新潟水俣病における支援活動に関する考察」

討論：旗野秀人（新潟水俣病安田患者の会事務局）

長らく水俣の支援活動に関わりつつ研究してきた稲垣会員が、新潟水俣病支援活動の研究報告を行った。ほとんどの被害者が加害企業との和解に応じた現在、支援活動の内容も変わりつつある。水俣病は被害者の健康や地域の自然環境を破壊したのみならず、家庭・地域社会・人づきあい・仕事も含む暮らし…など社会環境も崩壊させた。和解が成立したからといって病が治るわけではなく、病を抱えながらその地に住み続ける、暮らし続けなければならない被害者たちと「地域の中で共に生き続ける」という支援のあり方が問われている。

報告ではまず安田町の水俣病の概要に続いて、旗野氏のパーソナルヒストリーを通して安田町での支援活動の紹介へと進んだ。旗野氏が水俣病に関わるきっかけは熊本水俣病被害者の川本輝夫氏との出会いであった。1971~73年に川本氏がチッソ本社前で続けていた座り込みに憧れて参加したものの、“運動”を怖いと感じる自分との間に揺らぎがあった。川本氏から自分の地元の患者さんを支援するようアドバイスされた旗野氏は、安田町で新潟水俣病の被害者を訪ねる活動を始めた。1972年は安田町で初めて認定患者が出た年で、新潟市や東京から「チッソ前に座り込んだ凄惨な奴がいる」という噂を聞いて旗野氏を訪ねてきた人たちとともに支援活動を行ったが、ここでも違和感があって独自に活動するようになった。この違和感が旗野氏の支援活動の理念を構成する基盤となっている。

ここからは「討論者」旗野氏ご本人と稲垣氏が安田町での活動について直接語り合った。自分の町から初めて出た認定患者を支援しようと思って訪ねたが、そのお婆ちゃんに「水俣病の話などしたくない」拒否された。「何かしてあげよう」というこちらの「善意」が相手にとっては大迷惑なことを気づかせてもらったことが原点で、だんだん向こうの方から話す場を作ってもらえるようになっていった。従来の「運動」スタイルでなく、まずは親戚から「検診行ってみんなね」と話していくようなスタイルを徐々に始めていった。

集団で認定申請しながら棄却され、行政不服へ勝ち目の無い闘いの10年、「患者」一般としてしか見えない「専門家」たちに、患者Aとか原告何号とかじゃなく〇〇さんという個人名と百人百様の症状とか暮らしを持った一人一人の患者さんの豊かな生活世界をどう伝えればいいのか、それが問題だった。水俣病という言葉を使わない映画『阿賀に生きる』制作を通して、裁判の後にこそ自分の出番となるべき被害者の日常の暮らし

に深く関わるのができた。

ある患者さんに説教されて気づいた。被害者は被害者としてだけ生きているわけではなく、支援者も支援だけでないあたり前の暮らしがある。支援を迷惑だと感じながらもありがたいと思う矛盾した被害者の気持ち。支援者はともすると被害者にかわいそうな「正しい患者像」を強いてしまう部分がある。旗野氏は親しい患者さんの自殺に大変なショックを受けながらも「ただいつも寄り添うこと」を通して被害者と支援者という役割関係から解放されてお互いを丸ごと生活者として認め合える信頼関係を築いていった。

「自立した個人」が構成する近代社会自体が招いた水俣病の被害者が「自立できない」とみなされてきた日本社会。旗野氏らの活動は、地域の中で他者の支援を必要とする人たちに寄り添い、お互いに支援しあい、楽しむ合う社会への根本的な変容を提起している。

横山会員からは、(1) 新潟水俣病の経験を東電原発事故に重ね合わせると「被害者」の自己認識がいつ、どう得られるのか、一方で「支援者」はどのように「被害者」を認識するのか、また(2) 被害者と支援者の間のネガティブな相互依存はないのか、(3) 同じ地域でない者同士がどう「寄り添」えるか、の質問がなされた。

(1) に対し稲垣会員からは、熊本では自分は水俣病被害者であると認識しながらも決してそれを口にせず、認定申請もしない人がいる。補償金を貰うことで、腕一本で稼いできた漁師である自分たちの暮らしや地域の基盤が破壊されると考える。自分が水俣病の被害を受けたと認識すること、水俣病という「システム」の中で「患者」とされることとは違うから。旗野氏は、昭和電工のある鹿瀬の人は「自分は水俣病ではないし新潟水俣病は存在しない」と言う人もいるくらいで今でも出られない人がたくさんいる。それを行政の都合で申請の期限を切るなどと言う。(2) 【稲垣】支援者が「自分こそ最も被害者の理解者だ」競争になってしまっているところがある。が他者は分らないことを認められるかどうか支援者に問われている。【旗野】医者との関係のようになるのが私は嫌だ。(3)にも通じるが支援のあり方も百人百様。患者さんは遠くの人とは遠くの付き合い、近くの旗野とは近くの付き合いをちゃんと使い分けてくれる。いろんな形があっても良いんじゃないか。【稲垣】近所にはいないけどいつも気にかける、それしかできないけど離れてるなら離れてるなりに無理なく続けていける関係があるだろう。

さらにフロアからの質問に応じて、熊本と比べて一枚岩と言われた新潟水俣病支援組織にも党派性が影を落とすつつも横断的な付き合いができていく状況、さらに「怨」から始まって人間は最後は笑ったり楽しくやら

なきや生きていけないと患者さんから教えられたこと、それがこれから被害者が地域の中で暮らしていくことを考えていく上で重要な提起であること、などが深く議論された。(平井 朗)

### 「平和文化」

司会：黒田俊郎（新潟県立大学）

報告：崔勝久（「新しい川崎をつくる市民の会」事務局長）「震災下のサイバー空間における差別の実態」

討論：吉澤文寿（新潟国際情報大学）

平和文化分科会では、新潟での研究大会に際して、崔勝久さんをお招きして「災害下における『在日外国人』表象」をテーマに研究会を開催しました。以下、報告と討論の概要です。

報告：巨大地震、巨大津波、原発事故による多重災害であった東日本大震災が明らかにしたことは、災害は日本人だけを襲ったのではないということでした。地域に住むすべての人がまったく同じように被害を受けたのであり、そこから得られる教訓は「在日」は生き延びるために、自分の住む地域社会に日本住民と共に全的に関わらなければならないということだったのです。崔報告は、このような発題で開始されましたが、その結論は非常に厳しいものでした。すなわち大震災後の日本社会では、ナショナリズムへの復帰が顕著である一方（「がんばれ日本」の大合唱）、外国人被災者の現状に対する眼差しがまったく抜け落ちてしまっており、そのような状況に対抗し住民主体による地域社会の再建・復興を成し遂げるためには、国籍を超えたすべての住民が生き延びられる社会を構想することが不可欠であり、そのための「地域の変革」に全力を尽くさなければならないということです。

崔さんは、そもそも日本社会は戦後、外国人を地域社会のパートナーとして受け入れてきたのだろうかと問いかけ、外国人の人権を排除してきた日本社会の実態を、日立製作所の就職差別と戦った朴鐘碩さんによる「日立闘争」に参加した個人史を振り返りながら語りました。とりわけ、「共生の街」川崎の問題点が、「戦争に行かない外国人は『準会員』」という市長発言や「当然の法理」の下で外国人による公権力の行使が事実上禁止されている現状を踏まえたうえで「新しい川崎をつくる市民の会」の視点から多角的に報告されました。「多文化共生」という標語は、日本社会に多様化をもたらすものともてはやされ、川崎はそのモデルケースとみなされてきましたが、臨海部開発など、韓国併合(1910)後の川崎の歩みを外国人市民として直視すれば、多文化共生は、植民地主義を精算しきれない日本社会においては、外国人を二級市民化し、日本のナショナリズムを無批判的に肯定するものにすぎないというのが崔さんの結論です。

在日外国人の人権を「マイノリティ問題」として設定するかぎり、いかなる善意からする多文化共生の試みも、

結局はバターナリズムの畏から抜け出すことはできないだろうと崔さんは指摘しています。またマイノリティ問題とは、マジョリティ社会によって作りだされた社会構造によって生みだされた社会現象であると自覚しないかぎり、日本社会は外国人を地域社会のパートナーとして受け入れることはできないのではないかと問題提起もしています。しかし報告の最後で、「在日」として地域に生きる生活者の立場から、国籍・民族を越えた(協働)によってマジョリティ社会そのものを変革していこうと唱えたとき、崔さんのブログにどのような侮蔑と中傷と攻撃が加えられたかが実例として提示されました。それは、マジョリティ社会側の拒否感情がいかに根強いものであるかを示すものであり、私たちはこの「憎しみ」にどのように対処したら良いのだろうか、という問いかけで報告は結ばれました。

討論：まず討論者の吉澤会員から日本社会の「マジョリティ」のあり方について三点コメントがありました。第一に、関東大震災(1923)、広島・長崎(1945)、阪神淡路大震災(1995)の際の在日外国人をめぐる状況が簡潔に述べられました。第二に、最高裁による君が代起立命令「合憲」判決について、現在日本の公立学校には多数の外国籍児童・生徒が在籍しているという事実が指摘されました。そして第三に、この判決の論理、とりわけ学校の式典での起立斉唱を「慣例上の儀礼的な所作」にすぎないとする判断が、戦前の神社参拝の正当化の論法に酷似している点が確認されました。いずれも、マジョリティ社会側の想像力のあり方におけるきわめて深刻な病理を明らかにするものです。続いてこの研究会に参加した15名の会員から、主に崔報告の最後で示されたマジョリティ社会側の拒否感情について多様な意見が提示され、とりわけ自身のブログへの攻撃に対しては「侮蔑罪」による裁判も考えているとの崔さんの発言をめぐって、参加者からは訴訟技術上の問題、裁判の費用対効果の問題、この種の「ヘイトクライム」に関しては司法だけではなく立法措置も重要、等の意見がだされました。以上の報告と討論を通して、日本のマジョリティ社会を蝕む不遜と傲慢が浮き彫りにされ、3・11後の復興の道筋を平和と人権の観点から考察する厳しくも価値ある機会となりました。(文責：くろだとしろう)

### 「平和と芸術」

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

報告：湯浅正恵（広島市立大学）「ホシハ チカニ オドル——上関原発反対運動に呼応するひとつの表現の可能性」

湯浅正恵会員による原発事故をテーマとした演劇作品についての報告の内容は以下の通りである。

報告は、1つの演劇企画の発展を追いながら、その意義について語られるものであった。2009年、広島に本社を置く中国電力が、上関原子力発電所の原子炉設置許可申請を経済産業省に提出した。28年間にわたる祝島住民の反対運動は無に帰すのか。なんとか彼らの声を一人でも多くの人に伝えようと、チェルノブイリ原発事故と東海村JCO事故で被曝した二つの身体をテーマに、ヴァイオリンと身体表現による半即興ライブ『Dialogues in the dark—光・身体・闇』が企画された。作品は2010年1月の広島での上演の後、同年11月には門司での海峡演劇祭のため4場ものの演劇作品に作り直された。また、タイトルを『ホシハ チカニ オドル』に替え、2011年1月には広島で再演された。現在、福島第一原発事故が収束する見込みすらたない中、7月25・6日の福岡公演に向けて準備が進められているところである。

報告は、企画者であり観客でもあった湯浅会員の視点から、制作過程を振り返りながら、メルロ＝ポンティの制度論や真木悠介の時間論、そしてベンヤミンの歴史哲学の概念を用いて、作品の社会運動としての可能性を論じるものだった。この作品は、「核の平和利用」の重層的な意味づけを、演劇という間主観的で間身体的な場に

において提示するものである。さらに、「核の平和利用」がもたらした原発事故を、近現代の様々な惨劇（原爆、「慰安婦」、パレスチナなど）とつなげ、その連関の中で新たな意味づけを見出すよう観客を促す。そうした不確定で創発性に満ちた意味創造の実践は、NPT/IAEA体制を支えてきた既存の「核の平和利用」言説を揺るがし、芸術の社会運動としての可能性を示すものであると論じられた。

報告後、活発な意見交換がなされた。その中には、「演劇はどうもよくわからない」という素朴な感想や、鎌仲ひとみ監督の『ミツバチの羽音と地球の回転』のほうが具体的に何をすべきか伝え、社会運動としての実行性を持ちやすいのではないかと、いった意見もだされた。実際に、観客として、また企画者としての湯浅会員自身の中に起こった大きな混乱についての率直な告白と、その後の考察が、分科会参加者1人ひとりに響き届いたかのようであった。また、DVD上映を可能にしてくれた会場設営のおかげで、具体的な映像の鑑賞によって、報告後の対話が活性化されたことに感謝している。

今後、平和と芸術分科会では、こういった実際の芸術企画の報告、そしてその意義分析等も、大いに歓迎していきたいと考えている。実践と理論の狭間に生まれるであろう、新しい平和のアプローチに期待を寄せたいと思う。（湯浅正恵・奥本京子）

## 「ジェノサイド研究」

司会：石田勇治（東京大学大学院総合文化研究科）

報告：佐藤公紀（共立女子大学／東京大学大学院・学術研究員）「ジェノサイドと『生-政治』——19

世紀後半から1920年代までのドイツの犯罪学と刑罰制度を焦点に」

報告：増田好純（早稲田大学人間科学学術院）「ナチ・ジェノサイドにみる包摂と排除の論理・構造、その帰結」

「ジェノサイド研究」分科会では、「ジェノサイドと現代史」をテーマとし、ドイツ近現代史を専門とする佐藤公紀氏と増田好純氏の二人が報告をおこなった。

本分科会では2006年秋季の発足以来、アルメニア・ジェノサイドやルワンダ・ジェノサイドなどの事例を取り扱ってきたが、ナチ・ジェノサイドについて正面から取り上げてこなかった。10回目の今回、本分科会ではドイツ近現代史の専門家による報告をもとに、ナチ・ジェノサイド研究との知的対話がなされた。なお、二人の報告に先立ち、司会の石田勇治会員は「ナチ・ジェノサイド」と「ホロコースト」の二つの概念を簡潔に整理した。

第一報告者の佐藤氏は「ジェノサイドと『生-政治』——19世紀後半から1920年代までのドイツ犯罪学と刑罰制度を焦点に——」と題する報告をおこなった。

近年、ジェノサイド研究ではジェノサイドを支えた科学の役割への関心が高まっている。ナチ・ジェノサイドでは、優生学・遺伝学・犯罪生物学などがジェノサイド政策に科学的な基盤を与えていた。だが、これらの諸科学はナチ期に出現したわけではなく、19世紀以来の優生学・遺伝学・人類学の延長線上にあった。

19世紀後半に隆盛した「生物学的決定論」思想はどのように発展し、ナチ・ジェノサイドにおいてどのような役割を果たしたのか。これらの問いに答えるため、佐

藤報告では、19世紀後半から1920年代までの犯罪学と刑罰制度に焦点を当て、(1)「犯罪の医療化」と精神科医による犯罪研究、(2)刑法改革運動の展開と犯罪生物学の誕生、(3)犯罪生物学の優生学との結びつき、(4)ヴァイマル期における犯罪生物学の制度化、(5)ナチ期における犯罪生物学とジェノサイドの関係、の5点について分析した。

第二報告者の増田氏は「ナチ・ジェノサイドにみる包摂と排除の論理・構造、その帰結」と題する報告をおこなった。

まず、増田氏はナチ・ジェノサイド研究の研究動向を簡潔に整理した。増田氏によれば、ナチ・ジェノサイド研究において長年支配的だった意図派と機能派による論争は一定の役割を終え、研究者の関心はナチ体制下のドイツ社会へと移り変わりつつある。

こうした研究動向を踏まえ、増田報告では、1930年代のナチ強制収容所における「共同体異分子」の選別・排除をめぐる問題に焦点を当て、ナチ・ジェノサイドにいたる包摂と排除の論理・構造、その帰結について分析した。なお、ナチ強制収容所とは、一般にイメージされるアウシュヴィッツ強制・絶滅収容所に限らず、ナチ体制下のドイツ社会に点在した強制収容所を指す。ナチ強制収容所は政敵を隔離する場から「共同体異分子」を排除する場となり、包摂すべきドイツ人「民族同胞」と排

除すべき「共同体異分子」を分かち境界線としての役割を果たしていた。

二人の報告を受けた討論では、参加者から多くの質問やコメントがあった。佐藤報告に対しては「優生学はドイツだけでなく、アメリカやイギリスなどでもあった。なぜドイツだけがジェノサイドと結びついたのか?」という重要な論点が提起された。また、ナチ・ジェノサイド研究との知的対話という点から、ナチ・ジェノサイド研究から何を学ぶことができるかという質問があった。

### 「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和」

司会：竹尾茂樹（明治学院大学）

報告：東江日出郎（名古屋大学）「フィリピンにおける市民社会勢力による地方政治権力獲得、その要因と軌跡」

報告：小松寛（早稲田大学大学院）「日本—沖縄間における沖縄返還交渉過程についての一考察」

討論：松島泰勝（龍谷大学）

フィリピンの地方政治の分析においては、利権などの国家の資源に近づくことが容易な富裕層や、その支持を得た者が選挙に勝ち、政治権力を得るしくみについて分析を加える研究がもっぱらであった。しかし、近年にはこうした政治エリートあるいは伝統的な地方首長の選出の図式に当てはまらないケースが現れており、東江氏の報告はそうした事態がどのように可能になり、将来にわたってフィリピンの地方政治の民主化を予告するものであるかについて、新たな視点から分析を試みるものである。具体的なケースとして、ルソン島南カマリネス州サン・フェルナンド町において 1998 年以来 3 期連続当選したサバス・マプロ氏を対象として、綿密なインタビューと裏付け調査を行った。同町は人口 2 万 8 千人の農村地帯であるが、大部分は農地改革が終わって、大地主と小作という関係によって投票行動などの政治行為が影響を受けることが相対的に少ない地域であった。NGO 出身の強みを生かして支持を取りつけつつ、しかし国政レベルの伝統的な政治家や政党とも協同的な関係を維持したことなどから、長期的な町政維持が可能になったという。

ディスカッションにおいては、こうしたケースの現れたことがどのような一般性をもつものであるのか、この地方で農地改革が進んだ社会・文化的な要因は何であるかなどについての質疑が交わされた。また主としてマプロ元町長へのインタビューによる方法についても、地域住民や支持母体である NGO など異なるアクターへの情報収集が必要ではないか、あるいは従来の主流の分析理論との関連で、こうしたケースとアプローチがどのように位置づけられるかについての意見交換がなされた。フィリピンの社会変化に即して、新しい政治のモデルの兆しが認められ、それをその地域の社会背景や、歴史構

この質問に対して増田氏は、ナチ・ジェノサイドをジェノサイドの一事例と位置づけたうえで、ナチ・ジェノサイドに結びついた思想は私たちの日常生活のなかにも潜んでいる点を強調した。

討論後、司会の石田会員は、個別事例を分析する作業に加えて、複数事例を比較分析する作業の重要性を指摘した。本分科会は、会場の座席数を上回る 30 名以上の参加者を得て、盛会のうちに終了した。（澤正輝）

造も踏まえて綿密に考察することにユニークさと可能性を覚えた。

60 年代後半の沖縄返還交渉の過程においては、日米両政府を主要なアクターとして琉球政府の関わりに注目されることがほとんどなかった。小松氏は屋良朝苗琉球政府主席が日本政府に対してたびたび働きかけをして、日本本土と実質的に同等な施政権が実現されることを求めていた点に注目した。その間のプロセスを 2010 年から公開されはじめた『屋良朝苗日誌』をはじめ「沖縄返還交渉関連資料」を参照しつつ、日米両政府による沖縄の戦略的な位置づけに対して、「祖国復帰」の実質をどのように求めようとしたかについての綿密な跡づけを試みている。さらに、日本の主権回復と沖縄の施政権の返還は、平行的なものであるという日本政府の説明が、じつは日米安保体制のもとで沖縄の米軍基地の整理縮小が円滑に進むことが困難であるという論理的な矛盾を抱えており、復帰の思想そのものの限界が存在したことを説明している。

続いての議論の中では、沖縄側からの主体的な関わりが具体的に何を指すかについて、また「復帰思想」とは何かについてなどが取り上げられた。返還交渉に際してのメディアや他の政治家の果たした役割など、多角的な側面からのアプローチもあり得るのではないかと、との指摘もあった。しかし沖縄返還については、日米の二国間の交渉ないしは、地方政府と中央政府という二項的な関係だけに還元されない側面を考察の対象にした点に重要性が認められるとの評価があった。沖縄をめぐる問題はきわめてアクチュアルなものであり、「復帰」ということが、日本社会にとってもどのような意味をもつかについて、さらに深い考察が必要だろう。（竹尾茂樹）

### 「憲法と平和」

司会：君島東彦（立命館大学）

報告：前田朗（東京造形大学）「国連人権理事会における平和的生存権論」

報告：シン・ヒョンオ（立命館大学大学院生）「韓国における平和的生存権論—憲法裁判所と学説」

日本国憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べており、この憲法テキストおよび

他の規定によって、日本国憲法は平和的生存権を保障している。平和的生存権の概念、考え方は、とりわけ 1960 年代 70 年代の恵庭訴訟、長沼訴訟、百里基地訴訟等、

自衛隊の合憲性を争った憲法訴訟を通じて深められたといえる。さらに、1990年代に湾岸戦争への日本の関与を争った市民平和訴訟、2000年代にイラクへの自衛隊派兵を争ったイラク派兵差止訴訟においても、絶えず平和的生存権の考え方は主張されてきた。「憲法と平和」分科会では、2008年度秋季研究集会において「自衛隊イラク派兵差止等請求事件名古屋裁判決」について、2010年度秋季研究集会において「百里基地訴訟」について検討を加え、平和的生存権に関する考察を続けてきた。

今回の分科会では、平和的生存権論の最新の状況について2つの報告を聞いた。日本国内における平和的生存権論は、世界的にみて先駆的であるが、国際社会においても「平和への権利」(right to peace)の議論が1970年代からあり、2つの国連総会決議(1978年、1984年)として結実している。この「平和への権利」論は、近年、国連機関を舞台として、新たな展開を見せている。国連人権高等弁務官事務所で開催されたスペインのカルロス・ビヤン・デュラン教授によって設立されたNGO「スペイン国際人権法協会」のイニシアティブで、2006年から、平和への権利国連宣言を求める運動が展開されており、これをうけて国連人権理事会は、2008年から2010年まで3年連続で、「人民の平和への権利が重要であり、その内容を豊かにし、確定するために議論を続ける」という決議を採択した(国連人権理事会決議14/3「人民の平和への権利の促進」2010年6月17日採択)。前田氏は、国連人権理事会における最新の議論状況を報告した。前田氏は、毎年、ジュネーブで国連人権理事会の審議を傍聴し、NGOの立場から発言しており、貴重な情報提供である。国連人権理事会が平和への権利の内容を明らかにすることを諮問委員会に要請したのをうけて、ドイツのWolfgang Heinz氏が平和への権利の内容を明らかにするための中間報告を出している。Heinz報告では、平和への権利の内容として、たとえば大量破壊兵器のない世界で生きる権利や良心的兵役拒否の権利等を挙げ

ている。国連人権理事会における平和への権利の議論に対して、日本の法律家やNGOの関与はまだである。国連人権理事会における平和への権利の内容と日本国憲法で保障される平和的生存権の内容の異同に留意する必要があるが、前田氏がいうように、平和的生存権論を深めてきた日本の法律家と市民が国連人権理事会での議論に積極的にかかわることが求められるであろう。

平和的生存権に関しては、韓国の憲法学説と憲法裁判所の決定が注目される。申氏の報告は韓国における平和的生存権論を概観するものであった。韓国の憲法学において、日本の平和的生存権論を紹介する研究が1980年代からあったが、日本国憲法の平和的生存権論を踏まえて、韓国憲法の平和的生存権論を本格的に展開しているのは仁荷大学の李京柱教授である。韓国における平和運動の展開も注目される。日本と同じように、平和運動が裁判所——韓国においては、憲法裁判所——を使う事例があらわれた。イラク派兵、米軍基地の移転、軍事演習の違憲確認を求める憲法訴訟審判が次々と請求され、すべて請求は否定されたが、決定の中で「韓国憲法は平和的生存権を保障している」という判断をした決定もあった(2006年決定。ただし、これは2009年決定において覆された)。韓国憲法には平和的生存権に言及する条文はないが、憲法裁判所は、10条(日本国憲法13条に似た規定。人間の尊厳と幸福追求権)を根拠にして平和的生存権を認めたのであり、後の決定で覆されたとはいえ、この積極的な憲法解釈は注目される。

討論においては、平和への権利に関する国連プロセスに日本はどのようにかかわるべきか、安保理決議1325号(国連および加盟国の平和活動における女性の関与の強化)を成立させた女性NGOと人権理事会で活動しているNGOの連携の可能性、韓国憲法の平和主義全体の中で平和的生存権はどのような位置を占めるのか、韓国憲法の平和主義をつくっている市民のイニシアティブ等々について、活発な議論がなされた。(君島東彦)

## 「東南アジア」

司会：日下部尚徳(岐阜女子大学南アジア研究センター、日本学術振興会特別研究員)

報告：堀場明子(上智大学アジア文化研究所)「NGOの役割とその変容——インドネシア・法律擁護協会の事例より」

報告：山田裕史(日本学術振興会特別研究員、カンボジア市民フォーラム事務局長)「カンボジアにおけるNGO活動の現状と課題」

報告：日下部尚徳(岐阜女子大学南アジア研究センター、日本学術振興会特別研究員)「開発コンサルタントからソーシャルビジネスへ——バングラデシュNGOの変遷と課題」

討論：大橋正明(国際協力NGOセンター代表理事/恵泉女学園大学)

2011年度春季研究大会における東南アジア当分科会では、以下のとおり3名の会員が発表した。堀場明子会員の報告「NGOの役割とその変容—インドネシア・法律擁護協会の事例より」では、32年間続いたスハルト政権が崩壊し、人権擁護や民主化の為に闘ってきたインドネシアのNGOが、社会変容と共にその役割をどのように変化させているのかをテーマとして採り上げた。報告では、法律擁護協会(以下LBH:Lembaga Bantuan

Hukum)を事例として扱った。反スハルトとしての対抗勢力の一角を担い、民主化に貢献したLBHは、民主化移行期の中で様々な分野のNGOを作り、市民社会の発展に貢献した。インドネシアのNGOは、それぞれが専門性を持ち、政府とも協力しながら活発に活動している。堀場会員は、力をつけてきたインドネシアのNGOと日本の国際協力NGOは共に社会的不正義や格差に立ち向かう仲間、パートナーとして活動しなければ

ならないと指摘した。

山田裕史会員は、「カンボジアに集中する日本の NGO の現状と課題」というテーマのもと報告をおこなった。カンボジアは、フィリピンに次いで日本の国際協力 NGO が多く活動する国である。「カンボジア NGO 日本人ネットワーク」には、約 40 団体が登録している。また、カンボジア国内に事務所を持たない団体を含めると、同国にかかわる日本の NGO の数は、約 150 団体にもなる。

山田会員の報告では、カンボジアにおける日本の NGO 活動の歴史を概観した後、①なぜ日本の NGO はカンボジアに集中するのか、②その結果、どのような影響が出ているのか、という 2 つの問いについて検討した。まず、上記①の最大の理由として、国際 NGO に対するカンボジア政府の規制が弱い点を指摘した。そのため、知識も経験も少ない未熟な団体であっても、比較的容易に活動できることを、具体例を挙げて論じた。次に、上記②に関しては、日本の NGO が乱立するなか、(1) 自らの活動にしか関心を示さず、政策提言など NGO 間の連携に消極的な団体や、(2) 自らが主役になりたがるこ

とで、国際 NGO の「現地化」や間接支援への移行という流れに逆行する団体が増加している点を指摘した。

日下部尚徳会員は、「開発コンサルタントからソーシャルビジネスへ—バングラデシュ NGO の変遷と課題」というテーマで報告をおこなった。バングラデシュにおいては現在 2000 以上の NGO が活動をおこなっている。NGO の活動が活発化した背景として、①度重なる自然災害の度に海外ドナーから活動資金が提供された。②腐敗した政府に代わり、NGO が開発コンサルタントとしての地位を確立した。③マイクロクレジットをはじめとするソーシャルビジネスによって、自立した運営が可能になった。という 3 点を、具体例と統計分析をもとに指摘した。

討論者からは、南アジアの NGO と東南アジアの NGO の歴史的背景の違いや、同列に論じることの難しさが指摘された。その上で、地域研究の視点から NGO 研究をおこなうことの重要性、今後の NGO ・市民社会研究の課題にも触れられた。その他、多くのコメントが寄せられ、活発な議論が交わされた。(日下部尚徳)

## 「公共性と平和」

司会：宮脇昇（立命館大学）

報告：横田匡紀（東京理科大学）「地球温暖化問題の事例における <as if game>」

報告：玉井雅隆（高知大学・立命館大学）「マイノリティと公共性——日本におけるマイノリティ・イシューを例に」

討論：宮下豊（元新潟国際情報大学）

近藤敦（立命館大学）

本分科会は、その発足以来、公共性という観点から広義の平和を議論してきた。今回は、日本政府の環境外交と少数民族政策を国際規範からの逸脱行動として再検討する 2 つの報告が行われた。その逸脱行動をめぐる認識枠組みとして、今回は、あたかも (as if) 規範を遵守しているかのごとく表明しながら現実には規範に反する行為を継続するという as if 的行動をとる破約国に対して、それを容認するあるいは批判する国との関係をゲームとしてとらえた <as if game> の枠組みが参考にされた。

まず横田匡紀会員（東京理科大学）は、「地球温暖化問題の事例における <as if game>」と題して報告を行った。この報告では、まず地球環境という問題領域の特質として、地球環境が、競合性のある共有資源であること、科学的不確実性や時間の問題を有していること、問題の国際枠組みがソフトで分散化していること、また複数規範の競合の基盤となる共通理解の存在、等について詳細に説明がなされた。

その後、地球温暖化対策をめぐるゲームではなく繰り返しゲームである、2) 環境規範の支持層に比べて経済規範の支持勢力が自律性を有している、3) 民主主義体制であるがゆえに対策費用をめぐる議論が政策決定に際して大きな位置を占める、点が指摘された。以上の性格を有する地球温暖化問題において、<as if game> の構図として、不安定なレジームの延長として京都議定書の延長という選択肢が存在する一方、他方では日本のようにあたかも京都議定書の規範を唱道しな

がら、現実にはポスト京都議定書の枠組み交渉自体を崩壊させようとする国家が見られることが説明された。

次の報告は、玉井雅隆会員（立命館大学）が「マイノリティの『教育を受ける権利』と朝鮮学校無償化問題」と題して行った。この報告は、公立高校授業料無償化制度の「朝鮮学校」に対する適用の是非に端を発する問題を、日本在住の少数民族に対する教育政策の欠如という観点と、欧州の CSCE/OSCE の事例にみられる安全保障政策の観点との交錯性を検討するものであった。

CSCE で合意形成されてきたこととして、欧州における少数民族問題は、人権問題であると同時に紛争予防の観点から安全保障の問題でもある。それゆえ、欧州では双方の観点をあわせもつ国際的な課題としてマイノリティ・イシューは政策立案されてきた。例えば、体制移行期のスロバキアのメチアル政権のように、その非民主的政治手法が批判された政権でさえも、国内の少数民族問題（ハンガリー人をめぐる問題）を欧州全体の枠組みの関心の対象とすることを否定しなかった。ここに <as if game> の存立する余地はなかった。

それに比して、東アジアではそのような枠組みが存在しない。日本に対して国際的な批判が自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会等からあがっているが、日本政府はあたかも少数民族が存在しないかのごとくふるまっている（唯一、アイヌ民族を先住民族として認めたに過ぎない）。外国出身者で日本国籍を有する者は全て「日本人」として扱われ、日本在住で日本国籍を有しない者は政策決定過程から疎外されている。

この2つの報告に対して、討論者の宮下豊会員（元新潟国際情報大学）より次の3点に関してコメントがなされた。1) <as if game>を議論するに際して、複数の規範の優位・劣位の定義、またその客観的な基準は何か、2)環境政策をめぐる規範の競合を検討するに際して共通基盤は存在するのか、3)規範の競合という状態以外にも、規範の再解釈による規範間調整（例 内政不干涉と人道原則の両者の間に登場した「保護する責任」、複合的な規範（例「人間の安全保障」）という選択肢がありうるのであり、<as if game>はどの問題領域を対象とするのであろうか。

次に、近藤敦会員（立命館大学）より、1)CO<sub>2</sub>の「6%」減という当初目標を遵守する日本政府の意思の有無、2)震災をめぐる原発の問題がクローズ・アップされる中、原子力によるCO<sub>2</sub>削減と放射能汚染のない火力発

電の効用の二者をめぐって、新たな<as if game>が展開されるのではないかと、3)マイノリティの権利も人権を基盤とするのではないかと、4)多国間枠組みの存在する欧州と存在しないアジアとでは安全保障の意味が異なる、5)それゆえ日本では安全保障に関心がある政治家が朝鮮学校の問題を批判的にとりあげ、欧州とは逆の構図となっているのではないかと、という点が指摘された。

討論者の問題提起に対して、横田会員より、複合規範等の可能性については今後の検討課題となること、日本政府は破約の意思をもつ国として考えられること、玉井会員より欧州においても当初は2ブロック間の対立から議論が発射しておりアジアの「バイ」の関係と類似する点があげられ、活発な議論のうちに分科会を終了した。（宮脇昇）

## 「平和運動」

司会：福田忠弘（鹿児島県立短期大学）

報告：鎌田 慧（ルポルタージュ作家）「東日本大震災と反原発運動への提言」

報告：矢部忠夫（柏崎市議・柏崎原発反対同盟共同代表）「柏崎刈羽原発反対運動の回顧と展望」

討論：清水竹人（桜美林大学）

本大会は開催されたのは、2011年3月11日に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震「平成23年東北地方太平洋沖地震」と大津波、それに伴って生じた東北電力・福島第一原発事故による複合的な災害である「東日本大震災」に強い関心が寄せられている時である。原発の「安全神話」が崩壊し、今後のエネルギー政策についての議論が高まっている時期に、本分科会として「反原発運動の現状と課題—東日本大震災を受けて」を共通テーマとして開催できた意義は極めて大きいものがあつた。

この企画・運営にあつた分科会責任者の木村朗会員、開催校責任者の佐々木寛会員のご尽力によって、ルポルタージュ作家の鎌田慧氏と、柏崎市議で柏崎原発反対同盟共同代表の矢部忠夫氏を報告者として、討論者に清水竹人会員をお迎えすることができた。本分科会には80名近くの会員、非会員が参加した。

第一報告者の矢部氏から、「柏崎刈羽原発反対運動の回顧と展望」と題した報告があつた。柏崎刈羽原発は、2007年11月の中越沖地震によって稼働していた全号機の緊急停止、その後の火災、放射性物質漏洩などの事件が発生した。42年間に亘って「核と人類は共存しない」を標語に反原発運動に携わってきた矢部氏は、その報告の中で、第一に、福島と新潟にある原発で発電した電気はすべて関東圏に送られること、第二に、原発建設にあつてはそこが適地かどうかは判断されずに政治家の意思によって建設されてきた経緯があること、第三に、原発の安全性についての科学的根拠があてにならないこと、第四に、今後の原発事故に対する防災計画を見直す必要があること、第五に、今回の原発事故が起きても柏崎における原発賛成派—反対派のしがらみには変化がないこと、が報告された。清水会員からは、電気を利用している関東圏に住む人間に対してどのようなリクエストがあるのか、地元の反対運動を応援するためにはどうしたらよいのかという質問があつた。矢部氏から

は特定の地域の原発運動を支援するのではなく、原発自体に反対していく姿勢が大事だという回答があつた。

第二報告は、鎌田氏が「原発体制を越えて、人間の未来へ」と題した報告を行った。これまでの取材を通して、危険な原発を受け入れてもらうためには金の力がすべてなので、原子力発電所ではなく、「金子力発電所」という以外ないという見解が最初に述べられた。原発を取り巻く権力構造について、第一に、原発受け入れの議論が金によって封じ込められてしまうこと、第二に、労働構造の末端に位置する労働者が被曝労働を強いられること、第三に、財界—政界—官僚—学者—マスコミ—裁判所が一体になった原発を推進し、一般市民もそこに組み込まれていること、第四に、9電力体制は地域独占で電力を供給しているために、電気料金に費用を上乗せして原発建設を推進してこられたこと、第五に、原発がある地方自治体は補助金漬けになり、原発依存体質になっていくこと、第六に、反対運動も金を使って分裂させていくということ、最後にまとめてとして、原発は非民主主義、非道徳、非人間的、非公開であると指摘した。討論者の清水会員は、原発は誰かの犠牲の上にか成り立たないものであると同時に、核兵器と原発は表裏一体のものだと指摘した上で、原発がある地方自治体は原発でなぜ豊かになるという錯覚を抱いてしまうのかという質問があつた。

フロアからは、（1）被曝隠しの状況に対してどのように対処したら良いのか、（2）原発の裏側にある核武装を指向する国家意思を感じたことがあるか、（3）脱原発に向けて政—官—財—マスコミ—学会—裁判所の鉄の六角形をどのように打ち破つたらいいのか、（4）札東で頬をひっぱたき金か命かの選択をせまるようなやり方を打ち破るためにどのような方法があるのか、などの質問があり議論が深められた。

（福田忠弘）



## 「平和教育」

本年度春季研究大会では「平和教育」分科会は開催できなかったが、その事情は次のようなことだった。本年3月に分科会開催へ向けての準備を進めることになっていた。その矢先、3・11に見舞われた。本分科会世話人は責任者の竹内も含めて全員東京とその近辺の在住者だった。東京は直接の被害はあまりなかったが、当時は、余震と原発の不安、そして、それぞれの勤務校での対応に追われており、分科会開催の準備に着手する余裕が失われた。今となっては言い訳に過ぎないこの事情から、2つのことを学びたい。第1に、世話人が関東に集中していることの問題。これは早急に改善したい。第2に、3・11を平和教育の課題として私たちはどう受け止めればよいのだろうかということ。平和教育は、9・11は自覚的に受け止め実践と理論を展開してきた。では、今後3・11はどのように位置づけていけばよいのだろうか。この日を境に、少なくとも東北の多くの人びとは「平和」を奪われた。放射能の不安は子どもたちの未来の平和をも奪おうとしている。すべての人々の平和を求め、子どもたちに平和の大切さを伝えようとして

きた平和教育には、いま何ができるのだろうか。教育関連の月刊誌も、6月号あたりから3・11を特集したものが現れ始めた。『生活指導』『教育』『人間と教育』等のように、平和教育にこれまでも力を入れてきた月刊誌はいずれも特集を組んでいる。本分科会でも、この問題に取り組みめるような企画を考えていきたい。

さて、本分科会で近年力を入れてきたのは、「平和教育学」の構築へ向けての議論であった。本分科会に参加してきた大学院生のなかから、「平和教育(学)」の博士論文を執筆する動きも進んでいる。また、村上登司文著『戦後日本の平和教育の社会学的研究』(学術出版会、2009年)や竹内久編『平和教育を問い直す』(法律文化社、2011年近刊)のように、本分科会関係者を中心に平和教育の現段階を論ずる著書の刊行も進みつつある。本分科会に集う実践者・研究者による成果発表が相次いでいる事実は喜ばしいことであるのだが、こうした成果を分科会としても共有し、さらに深めていけるような企画・運営を今後は意欲的に進めていきたい。  
(竹内久頼)

## 「非暴力文化会」

2011年度春季研究大会には、残念ながら参加することができず、非暴力分科会も開催することができなかった。事務局からメールが来たのは、ちょうど東日本大震災の真只中、福島原子力発電所までが爆発を起こし、放射性物質が筆者の住む東京にも降り注いでいる頃だった。地震や計画停電などで電車が止まり、電話やコンピューターも使えなくなり、雨や水道水に含まれる放射能に恐れながら、毎日多くの時間を自宅の中で過ごしていた。

どうも丁度その頃、学会の事務局から各分科会責任者にメールが発信されたらしく、計画停電も終わり大学に行ってメールを開いたときには、もうすでに学会申し込みの期限が過ぎていたのである。やはり自宅にコンピューターを持っていないとデジタルデバインドになることを、身をもって思い知らされた今回の震災であった。再びこのような大きな災害や事故が起こった場合、学会関係の連絡はどうあれば良いのか、電話、ファックス、手紙、等といった何をどのように使うことが有効なのか、いまだ思案中である。

前置きが長くなってしまったが、そんなわけで2011年度平和学会春季研究大会の準備は間に合わなかった。しかも大学に行けなかった時の溜まった仕事が、今もそ

のまま手付かずになって残っている。さらには大学が始まると12科目の演習を含む授業の予習と後片付けに追われる毎日、そんな時再び事務局から「春季研究会で分科会を開催しなかった場合も、今後の活動予定や告知などを含めた分科会報告を1000字程度で書いて送ってほしい」とのメールが来た。文字と文章だけのメールから、ノンバーバルな思いやりや労いを期待することはもちろんできるはずもない。

とは言え秋季研究大会には、非暴力分科会も何とか開催できるように努力してはいる。しかし如何せん6月30日までに報告者を決め、今後の活動予定などを1000字にまとめて提出する作業は、それだけでなく仕事が遅くコンピューターにも不自由な筆者にとっては至難の業である。そこで筆者の現状をこの機会を借りて述べさせてもらっているが、分科会報告者については今交渉の真最中であり、一人になるか二人になるか、どんなテーマになるかも検討中である。

また前回のニューズレターに引き続き分科会責任者を募集しております。できるだけ協力はいたしますので、せめて事務局とのやりとりだけでも引き受けてくれる方がいらしたらぜひご一報ください。  
(松本 孚)

# 地区研究会報告

## 北海道・東北地区

北海道・東北地区研究会では、2011年度の前半期に2回の研究会を開催した。概要は次の通りである。

第1回研究会 総合テーマ「東日本大震災にどう向き合うか」

日時：2011年5月15日(日)午後1時30分～6時

場所：北海道大学

報告1「福島原発事故の政治的背景と市民運動の可能性」

本田 宏氏(北海学園大学)

コメント 小川直久氏(北海道工業大学)、森川 純氏(酪農学園大学)

報告2「大学における東日本大震災支援ボランティア活動スキーム策定における“知の課題”——酪農学園大学の事例報告——」高橋 一氏(酪農学園大学)

「原発震災」とも呼ばれる複合的な被害をもたらし続けている東日本大震災について、政治学の立場から福島原発事故と市民運動の可能性を読みとく本田宏氏と、「東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌」の共同代表として被災者支援に実践的に取り組む高橋一氏の報告を聞き、して、分野を越えた参加者の間で討論を行った。

#### 第2回研究会

日時：2011年8月6日（土）午後2時～4時30分

場所：北海道大学

#### 報告

「戦後ドイツと空襲補償・記憶・「和解」ードイツの「ヒロシマ」から東京×ドレスデン計画についてー」

報告者

### 中部・北陸地区

日本平和学会 2011 春季研究大会のプレセッションとして、2011年6月3日新潟国際情報大学において、中部・北陸地区の研究会を開催した。

石田淳会長を初め、延べ約30人の研究者、大学院生、市民が参加し、若手研究者が報告し、平和研究に関する有意義な討論を展開した。研究会は午後1時から始まり、予定の5時を大きく超えて、午後6時過ぎまで熱心な議論が展開された。プログラムは次の通りであった。

司会 佐竹眞明（名古屋学院大学）

報告1 Cary Karacas（ニューヨーク市立大学）

「戦略爆撃の歴史アーカイブスの設立について」

討論並びに補論 前田哲男（沖縄大学）

『「重慶爆撃訴訟」を通じ戦略爆撃を考える』

Karacas は自ら取り組む JapanAirRaids.org というウェブサイトのデジタル・アーカイブについて、報告した。第二次世界大戦中、米軍が日本に対しておこなった空襲に関する研究ウェブサイトである。Karacas は空襲の事実、経緯を報告した後、米軍による日本市民に対する無差別攻撃である空襲に関して、より情報を収集して、日本、米国市民のみならず、全世界の人々が意見を交換し、平和・戦争の意味を改めて考える必要性を説いた。

Karacas 報告に関連して、日本における米軍空襲研究や資料について、前田は補足した。次いで、前田は日本軍の中国・重慶爆撃に対して、提起された訴訟を論じた。1938年から1941年にかけて、日本軍は中国・重慶を爆撃し、11,899人も中国人を殺傷した。第2次世界大戦における枢軸国や連合国による空襲に先立ち、民間人を無差別に殺傷した爆撃であった。2006年、日本政府を相手取り、原告多数が謝罪と補償を求めて、東京地裁に訴訟を提訴した。現在も公判が続いているという。

質疑応答では、Karacas 報告について、ヨーロッパからの反応、アーカイブ維持の費用捻出、アーカイブ作成によって「空襲は戦争を終わらせるために必要だった」という神話は崩せるか、などをめぐり、議論が展開された。

柳原伸洋氏（東京大学大学院、ドイツ史）

ドイツ（東・西・統一後）における空襲被害との向き合い方について、戦後初期に制定された民間補償関連法、その後の慰霊碑、展示など「記憶の場」の形成、空襲をめぐる和解などについて述べつつ、日本との比較もおりまぜたきわめて興味深い報告であった。さらに報告者が関与している「東京×ドレスデン・プロジェクト（仮）」についても紹介された。これは空襲をめぐるトランスナショナルな市民の協働の例であり、また研究と市民活動との融合としても意義のある方向性を示すもので、今後の展開が期待される。

後半期も2回の研究会を予定している。詳しくは日本平和学会のウェブサイトで予告するので、積極的に参加をお願いしたい。（小田博志）

報告2 新津厚子（東京大学）

「闘争と救済のアーサーー合衆国における『チカーノ』壁画運動の事例から」

討論 五野井郁夫（立教大学）

アメリカにおけるフィールド調査に基づき、新津はメキシコ系移民による壁画運動を論じた。特に、民族的マイノリティとして、壁画制作を通じて、メッセージを発し、解放と救済を求める意味を論じた。移民の自己表現、アイデンティティについて、壁画を通じて、アプローチするという興味深い研究である。五野井はそうした運動が他の移住者に閉じた形で展開される恐れはないか、また、行政当局による規制に対して、どのようにアーティストが対応しているか、などを質問した。対して、新津より、壁画運動はアフロ・アメリカンなど他のマイノリティのアイデンティティも取り込んでいる、規制に対しては若者の参加を促したり、室内で表現活動に取り組んでもらうなどの取り組みが見られるという指摘があった。

質疑応答では、落書きとの違い、壁画という特定の表象物を研究する意味、社会的メッセージがおとなしく壁画になってしまう恐れはないか、などをめぐり、議論が展開された。

報告3 梅澤華子（大阪経済法科大学）

「UN-EU Cooperation in Peace and Security」

討論 児玉克哉（三重大学）

梅澤は特に1990年代後期のコソボ危機の後、国連と欧州連合（EU）が平和と安全保障問題において、協力するようになった経緯、制度的な問題点を論じた。児玉は、なぜ国連とEUがそもそも協力するようになったか、また、国連-EU協力と国連-日本協力との違い、EUとUNとの協力の限界について、質問した。これに対して、1990年代、バルカン半島の問題にEUは何も対応できなかった反省から、EUは積極的に地域安全保障に取り組むことになった、そして、地域・地域外の安全に考慮するようになったとの回答が梅澤よりあった。また、日本との違いについて、日本は主権国家であるが、EUは

国家間組織であると指摘された。質疑応答では、北大西洋条約機構 (NATO) も国連と協力しているが、EU と NATO の関係はどうか、戦争・消極的平和 (戦争の消滅) だけでなく、地域内外の貧困問題の解決といった積極的平和の実現における UN-EU 協力について、議論が展開された。

報告 4 オチャンテ・カルロス (環太平洋大学)

「日系南米の子どもたちと言語習得問題」

討論 若月章 (新潟県立大学)

自身、日系ペルー人 4 世であるカルロスはブラジル、ペルー出身の日系南米の子どもたちの日本における言語習得問題について、報告した。1990 年代以降、日本で就労する南米出身の日系人移民が増加した。親とともに来日し、日本の小・中学校に入学する日系南米の子どもたちも増加した。そして、公立学校において、日本語指導が必要な児童が増加した。そうした中、ポルトガル語やスペイン語など母語、母語以外の言葉ともに不自由な「ダブル・リミテッド」の子どもが少なくない。カルロスは子どもたちが「ダブル・リミテッド」の問題を克

服し、母語と母語以外の言葉ができるバイリンガルとなるように、学習指導、バイリンガル教育の重要性を説いた。

討論者・若月は新潟市外国籍市民懇談会座長を務めてきた経験を踏まえ、新潟の外国籍者の状況を説明した上、行政や人々が異文化的背景と向き合う姿勢を持ち、相談や支援システムを充実させ、バイリンガル教育を実現する必要性を強調した。

質疑応答では、カルロスが調査を実施した三重県の多文化教育の現状、国際結婚における子どもの言語状況、バイリンガル教育の定義、子どものアイデンティティをめぐって、議論が展開された。

以上、活発な議論が展開され、予定を 1 時間以上越えて、地区研究会は終了した。積極的に報告して下った報告者、議論を盛り上げて下った討論者、諸会員・市民の皆様にご感謝申し上げます。協力いただいた開催校の佐々木寛会員、高橋正樹会員、越智敏夫会員、ならびに片野淳彦会員にも感謝申し上げます。(佐竹眞明)

## 関西地区

関西地区研究会では、ポストコロニアリズムの視点から欧米中心的な国際秩序の問題を批判的に問い直す重要な仕事をしてきたグローゴギ・ジョンズホプキンス大学教授をゲスト・スピーカーとして招き、以下の要領にて、今年度の第一回目の研究会を開催した。

日時：2011年7月9日 (土) 14:30~16:30

場所：大阪ハービス ENT 第一会議室

報告：シバ・グローゴギ (Siba Grovogui) ・ジョンズホプキンス大学教授

報告題目：「一つの春を越えて：アフリカの視座からの法、合法性とグローバル・ガバナンス (Beyond One Spring: An African Perspective on Law, Legality, and Global Governance)」

【報告者プロフィール】専門は国際関係論で、本人自身ギニア出身で西アフリカ事情に詳しいということもあり、特にアフリカの視点から批判的国際法学および批判的国際関係論の領域において独自の仕事をやってきた気鋭の研究者。著書に、*Sovereigns, Quasi-Sovereigns, and Africans: Race and Self-determination in International Law* (Univ. of Minnesota Press, 1996); *Beyond Eurocentrism and Anarchy: Memories of International Order and Institutions* (Palgrave, 2006) など。

【報告要旨】2011 年の「アラブの春」と呼ばれる世界的な大イベントをどう捉えるかは、のちの歴史家に委ねられることになろうが、特にリビアに対する欧米諸国

の軍事介入とそれに対するアフリカ連合諸国の批判については、アフリカ現代史という中で捉え返すべき問題点をはらんでいると思われる。簡潔に言えば、リビアの状況を見る限り、「アラブの春」は、欧米諸国連合が、国連 (たとえば国連安保理決議 1973 号) を通じて正当性を調達しながら、その地政学的関心や商業的利益に沿った形でアフリカへの軍事的介入していく機会を増大させることになってしまった。それは、ある意味で、1960 年代の旧ベルギー領コンゴ (現在のコンゴ民主共和国) における状況とのアナロジーで捉えられることもできる。当時、国連安保理決議 143 号などによって国連は平和維持活動を展開したものの、結局、旧宗主国ベルギーやアメリカの干渉もあり、選挙で最初の首相に選出されたルムンバは殺害され、その後、モブツによる長期独裁政権が誕生。30 年の独裁政権が崩壊した後は約 400 万人の死者を出したコンゴ内戦といったように、欧米による軍事的介入は、長い抑圧と混乱の歴史の入り口であった。リビアに対する軍事的介入もまた同様に、人道的関心が、グローバルなレベルでの「民主主義の赤字」を増大させるという皮肉な現象を引き起こす危険性をはらんでいる。以上のグローゴギ教授の問題提起を受けて、「アラブの春」をめぐる解釈における時・空間の重層性の問題や「民主主義の赤字」を縮小させるための法の運用の仕方などについて、参加者との間で活発な質疑討論が行われた。(土佐弘之)

## 中国・四国地区

テーマ：平和学の再活性化に向け、平和学の領域を改めて問い直す

日時：2011年7月16日 (土) 14:00-17:00

会場：広島修道大学 2 号館 2103

報告 1: 石田淳 (東京大学) 「平和の再定義」—弱者保護

と強者の処罰が語られる時代に

報告 2: 佐々木寛 (新潟国際情報大学) 「平和研究」の再定義—「政治的リアリズム」との結合について

司会：佐渡紀子 (広島修道大学)

中国・四国地区研究会では、2011年度の研究会を上

記のように開催しました。今回は、将来構想ワーキンググループとの共催で、黒田俊郎会員、島袋純会員の参加も得ました。少人数ならではの密度の濃い議論が交わされ、充実した研究会となりました。(小柏葉子)

## 九州・沖縄地区

<第23回九州・沖縄地区平和研究会のお知らせ>  
 今大会のメインテーマ：東日本大震災と福島原発事故に平和学はどのように応えることができるのか  
 期日：2011年11月19日(土)・20日(日)  
 会場：久留米大学法学部  
 第一日目(11月19日) 午後の部(13:30~17:30)  
 報告者：

- ・藤田祐幸氏(長崎シーボルト大学非常勤講師)  
「フクシマからの警告」(仮題)
- ・井竿富雄会員(山口県立大学)  
「被曝する平和—何によって?」(仮題)

※将来構想ワーキング・グループによる全国キャラバン報告の項もご参照ください。

- ・中野洋一会員(九州国際大学)  
「原発産業のカネとヒト」
  - 第二日目(11月20日) 午前の部(9:00~12:30)
  - ・川野宏平氏(鹿児島大学院生)  
「無差別爆撃の思想と論理」
  - ・千知岩正継会員(北九州大学非常勤講師)  
「国際社会における守護者の倫理—リビア紛争にたいするNATOの軍事介入を事例として—」(仮題)
  - ・未定・募集中
- ※プログラムは暫定的なものです。最終決定版は学会ホームページでご確認ください。

## 将来構想ワーキング・グループからのお知らせ

<<全国キャラバン報告>>

下記の通り、中国・四国地区研究会との共催というかたちで、広島でミニ研究会を開催いたしました。報告概要は下記の通りです。なお次回のミニ研究会については、詳細が決まりしだい学会HPやMLでお知らせする予定です。

将来構想WG主任：黒田俊郎

日時：2011年7月16日(土) 14:00~17:00

会場：広島修道大学

テーマ：平和学の再活性化に向け、平和学の領域を改めて問いなおす。

報告1：石田淳(東京大学)

「《平和》の再定義—平和をめぐる言説の再検討—」

報告2：佐々木寛(新潟国際情報大学)

「《平和研究》の再定義—『政治的リアリズム』との節合について—」

司会：佐渡紀子(広島修道大学)

研究会開催の趣旨：現在、将来構想WGでは、平和学／平和研究のさらなる活性化のために、「平和の再定義」をメインテーマとしたミニ研究会を全国キャラバンのようなかたちで連続して開催することを検討中です。広島での研究会は、そのパイロット的な意味合いを持ちます。研究会の成果は、平和学会の将来構想に役立つかたちで検証し、今後、将来構想の提言等に生かしていく予定です。

報告概要1 《平和》の再定義—平和をめぐる言説の再検討— 石田 淳

文脈によって、「平和」は現状維持(体制擁護)のシンボルにも現状変更のシンボルにもなる。平和をめぐる言説の現状を確認したい。

まず第一に、《平和》を《暴力》と対置する言説がある。軍産複合体論や開発独裁論のように国家の暴力性を強調する平和論(たとえば平和学会の設置目的を定める会則2条の平和観)はこの文脈で論じられる。

第二に、《二つの平和》を対置する言説がある。これ

は更に、「全体の平和」と「部分の平和」とを対置する言説と、「強者の平和」と「弱者の平和」とを対置する言説に分類できる。前者には「国家の平和」と「地域の平和」を対置する言説(沖縄基地問題など)と、「国家の平和」と「個人の平和」とを対置する言説(各種の補償請求訴訟問題など)がある。後者には、「多数者の平和」と「少数者の平和」とを対置する言説(各種のエスニック・ナショナリズム問題など)と、「占領者の平和」と「被占領者の平和」とを対置する言説(イスラエル・パレスチナ問題など)とがある。

第三に、《平和》と《正義》を同一視する言説がある。たとえば国連の集団安全保障体制(国連安保理による「平和に対する脅威」の認定と「国際の平和と安全」を回復するための決議の採択)についてこのような角度から批判的に論じられることがある。近年、安保理決議を個別国家が武力による威嚇を背景に強要する試みが破綻して、ユーゴ空爆(1999年)、アフガン戦争(2001年)、イラク戦争(2003年)のような戦争が発生している。

そして第四に、《平和》と《正義》とを対置する言説がある。《保護する責任 responsibility to protect》と《移行期の正義 transitional justice》について国際的な合意が徐々に形成され、棲み分けの平和が修正されつつある。正義の時空間の再編と、紛争の「交渉による解決(negotiated settlement)」や体制の「交渉による移行(negotiated transition)」との間には緊張関係がある。

報告概要2 《平和研究》の再定義—『政治的リアリズム』との節合について— 佐々木 寛

平和研究は、その政治的・宗教的信条にかかわらず、「平和」を独立した価値や主題として対象にしようとするすべての人々が自由に参加することによって発展を約束される。それゆえ、言うまでもなく、まずその「平和」が論じられる個々の時代、個々の社会的文脈における「平和」の意味論が決定的に重要な意味を持ち、その

意味で、「平和の再定義」の試みは、これまでも平和研究の終わることのない課題であった。かつての「平和問題談話会」の試みは、当時冷戦によって分断が進む社会状況下で、あくまで独立した「平和」問題の抽出を試みた最初の例であり、その意味で、日本の平和研究にとって、依然として学ぶべき点が多い。

報告では、平和研究を「生成」(1950~60S)、「展開」(70S)、「構想」(80S)、「多元化」(90S以降)の4期に分けて整理し、平和研究の理論的遺産と各時代に受けたその「存在被拘束性」をふりかえった。「平和」がそれ自体、社会的言説として大きな力をもった平和研究の黄金期(1950~70S)を経て、それまで「平和」の問題として立てられていた課題が、なぜ次第に主として「正義」や「倫理」、あるいは「安全(保障)」などの言説として語られるようになったのか、あるいは「戦争と平和」というよりもなぜ「リスクとセキュリティ」の問題が注目されるようになったのか、その問題を特に冷戦後に台頭したグローバル化研究の諸成果に照らし合わせ、考察した。

現在、明らかに平和研究は、次第にそのアジェンダを

拡散させ、その分野的特性を失いつつある。しかも、当の平和研究内部で、自らのディシプリンそのものの包括的反省は依然として希薄である。しかし平和研究の真の活路は、IRや国際政治学、批判的社会理論の単なる「一部」としてではなく、それらを包摂し、「平和」を独立したテーマとして理論化し続ける、開かれた「フォーラム(場)」であり続けることにこそ見出される。

今後の平和研究の強化のためには、まず基礎としての「臨床知」(地域研究分野)のさらなる拡充が不可欠であり、またそのような現場の知に支えられつつ、他の2つの分野——同時代の平和原理を探究するための政治思想や政治哲学と、広義の「平和構築」のための「実践知」(平和教育や平和運動)——が、具体的な「平和政策」(人権や人間安全保障の実現)に結実する包括的な協働モデルが必要である。また、「3・11」以後の平和研究は、新しい<文明>のあり方を探究するという新たな課題に取り組むことで、自らの特長であるその学問的包括性をさらに活かすことができる。

※報告のレジюмеについては学会HPに掲載しています。

## 企画委員会からのお知らせ

### 2012年度春季研究大会 自由論題部会の報告希望者募集

日本平和学会では、2012年度春季研究大会における自由論題部会での報告希望を募集します。

#### 開催日及び会場

2012年度春季研究大会は、2012年6月23日(土)24日(日)の2日間、沖縄大学で開催予定です。なお自由論題部会の開催日は、通例では初日の午前中ですが、現在のところは未定です。

#### 応募可能な方

応募の時点で日本平和学会会員または入会申請中の方

#### 応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先(e-mailアドレスを含む)、報告タイトル、報告の概要(1000~

2000字程度)を記し、下記の日本平和学会企画委員会委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。また、報告に関連する業績が既にある方は、ハードコピーまたはファイルを添付してください。

#### 締め切り

2011年11月30日(水)

#### 選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行います。採用の可否は2012年1月下旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

#### 応募・問い合わせ先

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院国際協力研究科  
土佐弘之(日本平和学会第19期企画委員会委員長)  
tosa@kobe-u.ac.jp

## 編集委員会からのお知らせ

### 『平和研究』第39号の投稿の呼びかけ

『平和研究』第39号は「平和を再定義する」というテーマのもとに、2012年10月に刊行を予定しています。

「平和」とは何でしょうか。学会の名称そのものである平和について、個々の会員はそれが何を意味するのかを認識して活動しているはずですが。平和は私たちの生のあらゆる側面にかかわるものであり、そのために私たちの活動は学際的なアプローチを必要とするだけでなく、それら既存の学問への挑戦でもあり、その成果は研究・教育・実践などのさまざまな形態として表出されてきました。そうした多様性は平和研究の誇るべき特徴ですが、

ともすると個々に平和を語りながらも、お互いの意味するところを理解できていないだけでなく、理解しようとする関心すら薄れてしまっていないでしょうか。本企画では、私たちが個々に認識している平和の意味を、意識的に異なる視点からの意味と重ねあわせることで、専門化されることで断片化されがちな平和への関心を振り返ってみたいと考えます。その中から、今後の平和研究の導きとなるような、積極的・能動的な形での平和の再定義を見出していきたいと思えます。

については、「平和を再定義する」というテーマに関わる投稿論文を募集します。投稿された論文は査読を経たうえで編集委員会が3本程度を選定して掲載する予定です。

す。  
 分量：1万6000字厳守  
 投稿の申し込み締めきり：2011年11月30日(水曜)  
 投稿原稿の提出締めきり：2012年2月29日(水曜)  
 応募先：小林誠（お茶の水女子大学）  
 kobayashi.makoto@ocha.ac.jp

なお、投稿の申し込みは

(1)論文仮題  
 (2)要約（2000字程度）  
 (3)住所、電話・ファックス番号、メールアドレス  
 をお送りください。のちに提出される投稿論文は、この仮題・要約に沿ったものに限ります。申し込みに対しては受領確認の返信をいたしますので、万一返信がない場合には再度ご連絡ください。

## 渉外委員会からのお知らせ

日本平和学会 HP の充実化に伴い、英文ニューズレターのバックナンバーも PDF 化されました。No.1(May 1979)から No.29(October 2010)まで、HP の「English」ページに掲載されています。

<http://www.psj.org/modules/news3/>

今後、紙媒体での刊行は今年 10 月に発行予定の No.30 をもちまして最後とし、No.31 以降は、電子媒体での発信に移行いたしますので、ご承知おきいただきたく、よろしくお願いたします。（毛利聡子）

## 広報委員会からのお知らせとお願い

### 重要なお知らせ

今回、会員の皆様には「ニューズレター」と「事務局通信」の 2 冊がお手元に届いたことと思います。「事務局通信」は総会議事要録、理事会議事要録、会員消息、予算関係といった非会員には非公開を原則とする内容で構成されています。第 19 期まではすべての情報を紙媒体にて会員の皆様にお届けして参りましたが、次期からは、非公開の情報のみを「事務局通信」として紙媒体で発行する予定です。これによってある程度の経費削減が見込まれます。非公開部分以外の情報につきましては、学会ホームページにおいて、これまで通り閲覧できるように致します。また、メーリング・リストにご登録いただいている会員の皆様には、「ニューズレター」を会員掲示板に掲載した旨、メールにてお知らせいたしますので、そちらからダウンロードしていただくことも可能です。

### メーリング・リストへの登録のお願い

これまでのご案内させていただいてきましたが、メーリング・リストへの登録にご協力をお願いいたします。メーリング・リストに参加することによって、今後予定される電子化されたニューズレターのダウンロードだけでなく、学会員が関わる研究会・報告会・各種イベントの情報を発信・受信することができます。学会員間での情報共有の場としてご活用ください。登録方法については、前号をご覧ください。か、webmaster@psaj.org までお問い合わせください。

### シラバス提供のお願い

前号でもお願いいたしました。ホームページの「リンク」ページでのシラバス公開にご協力ください。平和学・平和研究に関わる内容であれば、講義名はどのようなものであっても構いません。若手研究者の参考として、また中堅研究者の教育改善などにご活用いただくとともに、これを基に広く平和学・平和研究の議論が学会員間で活性化することを目的としています。（大平 剛）

## エッセイ 平和研究あれこれ

「3・11 後の私、私たち～We are all Fukushima」

福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト 代表  
 東京外国語大学大学院 教員  
 船田クラークセンさやか

「どうしてあなたは、福島の子どものためにそんなに一生懸命なのですか？」

4月23日、「福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト」のニーズ調査と関係機関訪問を終え、郡山駅で新幹線に乗る直前、地元 NGO の方にそう聞かれた。その時、あまりに驚いてきちんと答えられなかったこの問いについて、今でも考え続けている。

確かに私は、「アフリカ地域研究者」で、「アフリカの紛争」を専門とし、「東京外国語大学」という福島とは関係のなさそうなところで仕事をする関西人である。し

かし、私にとって、今この問題に取り組むのは、ごく当たり前のこと。むしろ、「関係ない」といわれると思議に思ってしまう。

まず私は、事故を起こした福島第一原発の電力を、東京電力から買って来た。次に私は、20年間有権者として、自公政権や民主党政権の原発推進体制を支えてきた。彼らに一票も入れなかったとしても、一市民としてそのような政治が変えられなかったという点で、支えたも同然であった。そして、私は原発に反対しながらも、十分な取り組みをしてこなかった。何より、私は広島原発投

下の日に生まれたのであった。だからこそ、平和のために生きようと、活動し、研究してきたのではなかったか。しかし、原発の問題を平和の問題として十分に考えることをしてはこなかった。そして、日本中に原発が増えていく中、ただそれを眺めていただけだった。たとえ、署名や募金活動に協力したとしても。

結局、私は今回の原発事故発生の構造部分に、消費者・有権者・市民として実質的に何もしてこなかったことによって、深く関与してきたのである。私にも責任がある。福島原発事故は「私たちの問題」でもある。むしろ、私たちのものであったはずの問題を他地域の人びとに押しつけ続けてきた結果が、この事故であった。

また、私は「子どもは社会の宝」をモットーに、これを実践してきたつもりであった。自分の子どもであろうと、人の子どもであろうと、福島の子どものであろうと、アフリカの子どもであろうと、子どもたちは「私たちの宝」であることには変りはない。

アフリカの村のお母さんは、自分の子どもがどこで何を食べたか知らないことが多い。「共食（きょうしょく）」の文化がそうさせるのである。実は、私もそうやって大きくなった。両親・両祖父母が共働きの我が家の夕ご飯は8時であった。いつもお腹をすかせていた私たち姉妹は、親戚でもない隣のおばちゃんの家勝手に上がり込み、ご飯をもらい、いつの間にか炬燵で眠り惚れる毎日だった。近所のおネエちゃんの家を押しかけては遊んでもらい、毎週のように銭湯に連れていってもらってもいた。私たち三姉妹は、京都のとある漁村の「宝」として、大人たちに包み込まれるように育った。そして、それは特別なことでもなんでもなかった。今になって私たちの面倒をみてくれた人たちが経済的には貧しい家庭の人たちだったと知ったが、彼らは当たり前私たちが預かり、食べさせてくれたのである。

しかし、そのようなコミュニティは現在の日本に、どの程度残っているだろうか。私たちは、自分や親せき以外の子どもに、どれぐらい頻繁にご飯を食べさせているだろうか。いつから私たちは、自分の子どもでない子は「ヨソの子」として扱い、自分の子どもばかりを大切にすることが当たり前前の社会に暮らすようになってしまったのだろうか。

今、福島とその周辺の子どもたちが、私たちの無力ゆえに、私たちの目の前で、危険に晒されている。誰よりも早く、尊いはずの子どもたちの健康と命。それを守ることができる政府も、医者も、専門家も、メディアも、何もしない。何もしないどころか、子どもたちに大人より緩い「基準」を与えて平気である。

1990年代初頭以来、日本政府は、「人間の安全保障」を「ウリ」として世界に広めよう…と何十億円もお金を世界にばらまいてきた。今、その日本は、子どもたちの安全を保障するどころか、奪い続けている。子どもの安全と引き換えに、メンツやカネや既存構造の存続を優先する様は、戦時中の日本と同じではないか。一人ひとりの命よりも国家が優先される時代は終わったと誰もが思っていた。しかし、実際のところ、そうではなかった。私たちの弱さが、それを許してきた。

2011年3月11日直後にはっきりしたのは、日本という国が、65年を経てなお戦時中の体制から脱却できて

いないということであった。そんな体制を温存してきてしまった私たちもまた、結果として子どもたちを危険に晒している。しかし、自分たちの無力を嘆く余裕はもはやない。私たちは、今変えないとしたら、この社会を一体いつ変えるのだろうか。いつまで政府のせいにし続けるのだろうか。いつまで自分たちの無力をただ嘆き続けるのだろうか。

福島のお母さんたちは、この四面楚歌の状況下で今日も闘っている。国家が守らない、社会が守らない子どもたちを、自分が守るしかないという決意でもって、闘っている。政府のいう「安全」宣言を受容するお父さんが多いこともあり、お母さんは子どもたちの安全を守る最後の砦になってしまっている。しかし、人類が経験したことのない未曾有の危機の中で、一人のお母さんにどこまで何が出来るだろうか。お母さんがどんなに望んでも、親戚が県外にいる、経済的に余裕がある、インターネットへのアクセスがあるなどの条件が整わない場合、子どもたちを守る術も限られている。

そして、せつかく逃げてもなお、自分を責め続けるお母さんたちがいる。あるいは、逃げないことで自分を責めるお母さんたちもいる。しかし、責められるべきはお母さんたちではない。そもそも、「社会の宝」を守る判断を一人ひとりのお母さんたちに押しつけていること自体が問題なのである。だからこそ、お母さんたちの闘いが、福島に残るという選択肢、あるいは出て行くという選択肢の中のものであろうとも、私は徹底的に寄り添いたいと思う。「社会の宝」を必死で守っているお母さんたちに、「ありがとう」と伝えたい。

しかし、この闘いの真ただ中で、私は静かな運動の胎動を感じている。今、全国各地で、小さな、小さな運動が生まれつつある。だからこそ、あまりに小さく、組織化されてはいないものの、生活の場から湧き出ている。その担い手は、これまで市民活動を担ってきたNGO関係者、宗教関係者、生協関係者ではなく、「ママ」であることを前面に出してはばからない女性たちなのである。デモなど行ったこともなかった女性が、デモを企画して大勢の人たちを動かしている。NGOなど参加したことなどなかった女性たちが、全国各地で福島からの子どもの疎開プログラムを立ち上げている。女性たちは、PTAの枠組みを越えて、学校運営に口を挟み、市議会を動かし、市長を動かしている。動かない国の政策をしり目に、「ママ」たちは、人びとを、地方行政を、動かし始めている。その運動の根本には、当事者意識と連帯と共感がある。この国を変えるためには、このような市井の人びとの動きこそ決定的に重要な意味を持つであろう。

国に、専門家に、地方政府に、親族に、義父・義母に、夫に、逆らって福島を後にしてきたお母さんたちの決意。あるいは、福島に留まる決意をして、住民同士連帯し、少しでも危険を取り除こうと奮闘するお母さんたちの努力に、私は未来をみる。このような一人ひとりのお母さんの勇気が、私たちを変える。もはや、自分の責任の問題を超え、私はこの問題に関わることによって、日々勇気もらっている。だから、今日も福島の子どもたちのことを一生懸命やる。自分のこととして。

## 日本平和学会第19期役員

(2010年1月1日～2011年12月31日)

## 【執行部】

会長	石田 淳
副会長	阿部浩己 吉川 元
企画委員長	土佐弘之
編集委員長	小林 誠
渉外委員長	毛利聡子
広報委員長	大平 剛
将来構想WG主任	黒田俊郎
事務局長	佐渡紀子

## 【理事】（ゴシックは地区研究会代表者）

(北海道・東北)	小田博志	前田輪音			
(関東)	阿部浩己	石田 淳	白井久和	内海愛子	遠藤誠治
	勝間 靖	勝俣 誠	吉川 元	小林 誠	佐伯奈津子
	高原孝生	竹中千春	浪岡新太郎	西川 潤	墓田 桂
	蓮井誠一郎	堀 芳枝	目加田説子	毛利聡子	最上敏樹
	横山正樹				
(中部・北陸)	黒田俊郎	児玉克哉	佐々木寛	佐竹眞明	
(関西)	ロニー・アレキサンダー		奥本京子	君島東彦	土佐弘之
(中国・四国)	小柏葉子	岡本三夫	佐渡紀子		
(九州・沖縄)	石川捷治	大平 剛	木村 朗		

## 【監事】

	堀 芳枝	横山正樹			
企画委員会	奥本京子	長有紀枝	君島東彦	桐山孝信	島袋 純
	杉田明宏	鄭 敬娥	妹尾裕彦	土佐弘之	戸田真紀子
	直野章子	原田太津男	前田幸男	南山 淳	
編集委員会	内田みどり	小林 誠	清水奈名子	峯 陽一	吉田 敦
渉外委員会	五野井郁夫	清水奈名子	高橋清貴	古沢希代子	毛利聡子
広報委員会	井上実佳	大平 剛	片野淳彦	玉井雅隆	
将来構想WG	黒田俊郎	佐々木寛	島袋 純	蓮井誠一郎	前田幸男
事務局	佐渡紀子	浪岡新太郎			



## 日本平和学会分科会および分科会代表者一覧

(2010年9月1日現在)

①平和学の方法と実践	代表者：岡本三夫
②憲法と平和	代表者：君島東彦
③東南アジア	代表者：日下部尚徳
④市民と平和	代表者：越田清和
⑤軍縮と安全保障	代表者：佐渡紀子
⑥アフリカ	代表者：篠原 収、藤本義彦
⑦環境・平和	代表者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	代表者：竹内久顕
⑨ジェンダーと平和	代表者：森玲子
⑩平和文化	代表者：鈴木規夫、渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	代表者：原田太津男、佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	代表者：小泉康一
⑬非暴力	代表者：松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	代表者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	代表者：奥本京子
⑯公共性と平和	代表者：宮脇昇
⑰ジェノサイド研究	代表者：石田勇治
⑱平和運動	代表者：木村朗（共同代表者：石原昌家、舟越耿一、湯浅一郎）
⑲戦争と空爆問題	代表者：荒井信一（共同代表者：前田哲男）
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	代表者：松島泰勝

## 日本平和学会ニューズレター Vol. 19 No. 4 (2011年9月15日発行)

発行所：日本平和学会第19期事務局

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1 広島修道大学法学部 佐渡紀子研究室内

Fax: 082-848-7788 E-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

## 編集：日本平和学会広報委員会

委員長：大平 剛 編集担当：井上実佳 片野淳彦

印刷：北九州市立大学生生活協同組合